

# 宮城県薬物乱用対策推進計画 (第5期) 報告書

---

第5期における薬物乱用対策の  
実施状況・目標達成状況

---

宮城県薬物乱用対策推進本部

## 目 次

|                                                  |     |
|--------------------------------------------------|-----|
| 第 1 部 総説                                         | P1  |
| 概況                                               | P1  |
| 基本目標 1 啓発強化と薬物乱用未然防止の推進                          | P1  |
| 基本目標 2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止の推進              | P2  |
| 基本目標 3 指導取締り・水際対策の徹底                             | P3  |
| 第 2 部 各種施策の展開と個別目標の達成状況(主に令和5年度取組)               | P5  |
| 第 1 章 基本目標 1 啓発強化と薬物乱用未然防止の推進                    | P5  |
| 対策 1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化                      | P5  |
| 【取組 1-1】講演会等による啓発、麻薬探知犬デモンストレーション                |     |
| 【取組 1-2】教職員への共通理解の徹底、生徒保護者への啓発                   |     |
| 【取組 1-3】薬物乱用防止啓発訪問事業の有効活用                        |     |
| 【取組 1-4】薬物乱用防止教室講師派遣体制の充実と育成                     |     |
| 【取組 1-5】薬物乱用防止教室の推進                              |     |
| 【取組 1-6】各市町村教育委員会、県立学校への通知                       |     |
| 【取組 1-7】学校警察連絡協議会連絡会議の活用                         |     |
| 【取組 1-8】私立学校に対する薬物乱用防止の啓発                        |     |
| 関係資料                                             | P13 |
| 対策 2 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止や多様化する乱用薬物啓発の推進        | P15 |
| 【取組 2-1】「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の積極的な展開    |     |
| 【取組 2-2】青少年健全育成条例に基づく有害図書類指定等による環境整備等            |     |
| 【取組 2-3】少年警察ボランティアと協働した街頭活動の推進                   |     |
| 【取組 2-4】PTA に対する研修会等を利用した保護者への啓発                 |     |
| 【取組 2-5】宮城県薬物乱用防止指導員による啓発活動                      |     |
| 【取組 2-6】ガールスカウト及びボーイスカウトへの協力要請                   |     |
| 【取組 2-7】不正薬物の取締強化期間における報道機関等での啓発                 |     |
| 【取組 2-8】宮城県青年団連絡協議会への薬物乱用防止啓発活動の要請               |     |
| 【取組 2-9】社会を明るくする運動等での薬物乱用防止の啓発                   |     |
| 【取組 2-10】労働関係機関における有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発の充実      |     |
| 【取組 2-11】「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の積極的な展開             |     |
| 【取組 2-12】薬物乱用防止にかかる効果的な情報発信                      |     |
| 【取組 2-13】多様化する違法薬物情報の積極的周知の強化                    |     |
| 【取組 2-14】消費生活センターでの啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布            |     |
| 関係資料                                             | P22 |
| 対策 3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知                    | P25 |
| 【取組 3-1】教育機関・相談機関における相談・指導体制の充実                  |     |
| 【取組 3-2】教育相談充実事業                                 |     |
| 【取組 3-3】県総合教育センターにおける児童生徒や保護者からの相談への応需           |     |
| 【取組 3-4】スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業             |     |
| 関係資料                                             | P28 |
| 第 2 章 基本目標 2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止の推進        | P30 |
| 対策 4 再乱用防止のため相談体制の充実強化と周知                        | P30 |
| 【取組 4-1】薬物関係相談電話の利用促進                            |     |
| 【取組 4-2】県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話の周知徹底 |     |
| 【取組 4-3】少年相談電話の周知と対応の充実                          |     |
| 【取組 4-4】薬物関連相談窓口の周知と充実                           |     |
| 関係資料                                             | P33 |
| 対策 5 薬物乱用者及びその家族への支援等                            | P35 |

- 【取組 5-1】 薬物依存に関する研修会等の開催
- 【取組 5-2】 薬物依存に関する情報収集、調査等の実施及び情報提供
- 【取組 5-3】 薬物事犯対象者の引受人会の充実
- 【取組 5-4】 刑務所出所者等就労支援事業
- 【取組 5-5】 立ち直り支援活動の推進
- 【取組 5-6】 薬物依存者及び家族支援の充実

#### 対策 6 保護観察所等の処遇機関における指導・再乱用防止教育の充実強化…………… P39

- 【取組 6-1】 薬物事犯保護観察対象者等に対する処遇の充実強化
- 【取組 6-2】 在所者に対する薬物乱用防止の啓発
- 【取組 6-3】 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを基にした関係機関との連携
- 【取組 6-4】 更生保護施設等における薬物事犯対象者の処遇の充実
- 【取組 6-5】 薬物事犯保護観察対象者に対する就労支援
- 【取組 6-6】 薬物依存回復訓練委託等の制度的枠組を活用した民間団体・関係機関等との連携強化

関係資料…………… P42

### 第 3 章 基本目標 3 指導取締り・水際対策の徹底…………… P43

#### 対策 7 取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化…………… P43

- 【取組 7-1】 麻薬取締協議会等における関係機関との情報共有
- 【取組 7-2】 薬物密売組織の実態解明、情報収集及び取締りの徹底
- 【取組 7-3】 末端乱用者の徹底検挙と環境浄化
- 【取組 7-4】 暴力団犯罪検挙における余罪としての薬物犯罪検挙を念頭にした捜査の推進
- 【取組 7-5】 麻薬特例法及び組織犯罪処罰法等を積極的に活用した薬物犯罪収益の剥奪
- 【取組 7-6】 不正大麻・けし撲滅運動
- 【取組 7-7】 違法薬物の指導取締り強化
- 【取組 7-8】 特定商取引法及び消費生活条例に基づく販売業者に対する監視等の強化
- 【取組 7-9】 宮城県指定薬物審査会の開催及び知事指定薬物の指定による規制の強化

関係資料…………… P49

#### 対策 8 正規流通麻薬等の適正な管理…………… P52

- 【取組 8-1】 麻薬、向精神薬等の違法流出防止及び有益性活用のための監視・指導
- 【取組 8-2】 医療用麻薬等の適正使用に向けた情報提供

関係資料…………… P54

#### 対策 9 水際対策の徹底…………… P55

- 【取組 9-1】 出入国管理及び難民認定法に規定する退去強制事由に該当する外国人に関する関係機関からの通報に係る対応体制の充実
- 【取組 9-2】 個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施
- 【取組 9-3】 関係機関の連携強化
- 【取組 9-4】 漁協等に対する洋上取引等の情報収集、中型監視艇等を活用した取締りの徹底
- 【取組 9-5】 港湾関係者からの情報及び事前情報に基づく取締り、貨物検査の強化
- 【取組 9-6】 航空関係者からの情報収集、不正薬物密輸事件等の分析
- 【取組 9-7】 海事関係者に対する指導・啓発活動

宮城県薬物乱用対策庁内会議設置要綱…………… P59

宮城県薬物乱用対策有識者会議設置要綱…………… P62

宮城県薬物乱用対策推進本部設置要綱…………… P64

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例…………… P66

※組織改編により、令和6年4月1日から県警本部暴力団対策課は組織犯罪対策第一課に、銃器薬物対策課は組織犯罪対策第二課に名称が変更になっています。本報告書では、令和元年から令和5年までの実績であることから、旧名称で統一して表記します。

# 第1部 総 説

## 概 況

令和5年における我が国の薬物事犯の検挙人員は13,815人と、前年より1,194人増加した。うち覚醒剤事犯の検挙人員は6,073人と8年連続で減少しており、5年連続で1万人を下回った。しかしながら、覚醒剤事犯の再犯率率は66%であり、依然として高い水準にあることから、関係機関との連携を強化し、薬物乱用者に対する適切な治療や処遇、社会復帰支援を推進していく必要がある。

また、大麻事犯の検挙人員は6,703人であり、前年より1,157人増加した。大麻事犯の全薬物事犯中に占める割合は48.5%と増加の一途をたどっており、令和5年には、初めて大麻事犯の検挙人員が覚醒剤事犯の検挙人員を上回る結果となった。さらに、大麻事犯の検挙人員のうち、30歳未満は72.9%、20歳未満は18.6%と共に高水準で推移しており、他の規制薬物に比べて若年層の割合が高いのが特徴であり、若年層に対する正しい知識の啓蒙等の対策が必要である。

その他、麻薬・向精神薬事犯の検挙人員は過去10年で最多の1,033人を記録した。その内訳を前年と比較すると、コカインが138人増の391人と際立っている。また、危険ドラッグ事犯の検挙人員は平成27年以降減少傾向にあったが、令和4年は312人、令和5年は444人と再び増加傾向を示しており、今後の動向を注視していく必要がある。

一方、令和5年における本県の薬物事犯の検挙人員は145人と、前年の143人に比べて2人増加した。また、覚醒剤事犯による検挙人員は88人と、前年の68人に比べ20人増、大麻事犯による検挙人員は49人と、前年の59人に比べ10人減となっている。

令和元年度から令和5年までの本県における薬物事犯による検挙人数は平均151.6人と、平成26年から平成30年までの平均171.4人に比べ、19.8人減少した。覚醒剤事犯による検挙人員は平均88.2人と、平成26年から平成30年までの平均121人と比べ、32.8人減少しており、大麻事犯による検挙人員は平均52.2人と、平成26年から平成30年までの平均28.4人に比べ大幅な増加傾向にある。

本県では依然、各薬物事犯の検挙人員数において、覚醒剤事犯が最多となっているものの、覚醒剤事犯の減少傾向と、大麻事犯の増加傾向は全国と同様であり、その対策が急務である。

このような状況を踏まえ、「薬物乱用のないみやぎ」の実現に向け、県内の各関係機関が連携し宮城県薬物乱用対策推進計画（平成31年3月策定）に掲げる3つの基本目標、9の対策に基づく60の取組を実施してきた。

本報告書は、宮城県薬物乱用対策推進計画（第5期）の最終年である令和5年度における、各種対策の実施状況等と5年間の総括的な実施状況について公表するものである。

## 基本目標1 啓発強化と薬物乱用未然防止の推進

### 対策1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化

横浜税関仙台塩釜税関支署、同仙台空港税関支署、東北厚生局麻薬取締部、県警察本部少年課、同銃器薬物対策課及び県保健福祉部薬務課では、教育機関等からの要請に基づき講師を派遣することにより、若年層等に対して乱用薬物に関する正しい知識の普及啓発を図った。派遣先は、小学校から大学まで、さらに民間のグループ等多岐にわたっている。

令和5年度の薬物乱用防止教室の開催率は、小学校90.8%、中学校85.2%、高等学校88.9%、全体88.8%となり、令和4年度と比較し、全体として3.2%増加した。

本計画期間当初（令和元年度）の薬物乱用防止教室開催率は小学校86.6%、中学校87.3%、高等学校88.5%、全体87.0%であり、計画当初と比較し、それぞれ小学校4.2%増、中学校2.1%減、高等学校0.4%増、全体として1.8%の増となった。また令和3年度～令和5年度の小中高校における薬物乱用防止教室の実施率は県全体で84.3%であり、全国平均79.4%を4.9%上回ったものの、中学校における実施率は計画当初と比較し、2.1%減となった。計画期間途中では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、開催率が落ち込んだものの、全体的には薬物乱用防止教室開催率が回復しつつある。引き続き薬物乱用防止教室の各学校における年1回実施を目標に周知や講師派遣を推進する必要がある。

東北厚生局麻薬取締部、県教育庁保健体育安全課及び県保健福祉部薬務課では、教員、

職務上指導的立場にいる者、民間団体で講師を務める者等に対し、資質向上を目的とした講演等を行った。

今後とも、若年層を中心に増加を見せる大麻乱用や社会問題化している市販薬の過量服用（オーバードーズ）を未然に防止するため、若者自身、また指導者に対する正しい知識の啓発を行っていく必要がある。

## **対策 2 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止や多様化する乱用薬物啓発の推進**

県保健福祉部薬務課では、薬物乱用防止指導員や高校生ボランティア等の協力のもと、陸上自衛隊仙台駐屯地や各地区の催事等の会場、大型ショッピングセンター等において、宮城県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーンを実施しており、声がけ運動や啓発資材の配布等による啓発活動を行った。

横浜税関仙台塩釜税関支署では、年末特別警戒の実施について、報道機関等を通じ広く国民に啓発を促した。

県警察本部少年課では、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動を継続的に実施した。令和 5 年に補導した不良行為少年は 5,078 人であり、令和 4 年の 4,383 人から 695 人増加した。街頭活動を通じて薬物乱用の危険性について広報することで、少年が薬物事犯を含む犯罪に手を染めにくい環境の整備が図られている。

仙台保護観察所では、社会を明るくする運動の一環として、令和 5 年度に青少年をはじめとした地域住民約 2,380 人に対し、非行・薬物乱用防止教室等の啓発活動を行った。

県環境生活部共同参画社会推進課では、青少年健全育成条例に基づき有害図書類を指定しており、違法薬物の使用を助長する描写が含まれている書籍を 5 冊、犯罪を誘発するものとして指定した。

継続して、大麻などの違法薬物はもちろんのこと、向精神薬や市販薬なども含めた乱用の危険性、有害性について、科学的知見に基づく分かりやすい啓発内容の充実と、対象者の属性に応じた効果的な啓発活動の強化を図っていく必要がある。

また、コロナ禍の影響で各種イベント等の開催が減少し、薬物乱用防止指導員等による啓発の機会が減少したことから、若年層を中心に、増加を見せる大麻乱用や社会問題化しているオーバードーズを未然に防止するため、若者自身、また指導者に対する正しい知識の啓発が必要である。

## **対策 3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知**

宮城労働局では、労働安全衛生法に基づき、有機溶剤を使用している事業者に対して、適正な使用を指導した。

県教育庁では、全公立小・中・義務教育学校（仙台市を除く）及び県立高等学校にスクールカウンセラーを配置・派遣するなど、相談体制の充実を図った。また、県総合教育センターに「不登校・発達支援相談室（りんくるみやぎ）」を設置し、臨床心理士及び電話相談員が面接又は電話による専門的教育相談活動を行った。これにより、児童生徒・保護者・教員からの広範囲にわたる相談を専門家が確実に対応できる体制が整備され、この中で薬物乱用防止対策の役割も果たされている。また、関係機関と連携しながら、その環境改善を支援するスクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会や一部の県立高等学校に配置した。

## **基本目標 2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止の推進**

### **対策 4 再乱用防止のため相談体制の充実強化と周知**

東北厚生局麻薬取締部、県警察本部少年課、同銃器薬物対策課、県保健福祉部精神保健推進室、同精神保健福祉センター及び同薬務課では、各取締機関や行政機関、民間団体等が薬物乱用に係る各種の相談窓口を設置し、広く周知を行うと共に相談対応を行った。特に、仙台ダルクやアロー萌木等の薬物依存回復訓練施設は、薬物乱用者及びその家族にとって大きく信頼できる窓口となっている。

令和 5 年度の保健所・精神保健福祉センターにおける相談件数（仙台市含む）は 334 件であり、前年度の 1.6 倍と増加していることから、当事者が必要な時に確実に相談窓口につながるよう、相談窓口の周知を強化していく必要がある。

## 対策 5 薬物乱用者及びその家族への支援等

県保健福祉部精神保健福祉センターでは、薬物依存者やその家族に対する支援制度など、再乱用防止に向けた推進体制の充実化が図られ、コロナ禍にあっても一定の成果を上げた。令和5年度は当事者支援プログラムを月に1回実施した。また、依存症家族教室を開催した。

仙台保護観察所では、引受人会を仙台保護観察所、仙台ダルク、県精神保健福祉センター、仙台市精神保健福祉総合センターを会場として4回実施し、延べ30人が参加した。

宮城労働局では、矯正施設及び更生保護機関から支援依頼のあった108名に対して就労支援を実施し、就職者数は49名であった。

県保健福祉部社会福祉課では、「地域生活定着支援センター」を設置し、刑務所等の矯正施設出所予定者に対して、社会復帰と地域生活への定着に向けて支援を行った。

県保健福祉部精神保健推進室では、依存症治療拠点機関として選定した医療機関にコーディネーターを配置し、依存症患者や家族に対して、アセスメントや治療への動機付け、心理教育等を実施した。

薬物乱用者が、治療を必要とする薬物依存症からの回復支援、そして地域社会の中で引き続き適切な支援を受けることができるように、地域の医療、保健、福祉機関の連携及びその周知を一層強化する必要がある。

## 対策 6 保護観察所等の処遇機関における指導・再乱用防止教育の充実強化

仙台保護観察所では、令和5年度に薬物再乱用防止プログラムにおける集団処遇を35回実施し、薬物事犯保護観察対象者89名が受講した。担当保護観察官と薬物処遇ユニットが連携し、保護観察対象者等に対する処遇の充実を図った。

また、「薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会」を10回開催し、薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援・連携の在り方についての協議、各機関と連携したケースの情報共有や事例検討等実施した。

さらに、支援機関の連絡先を掲載したリカバリーカードを県内の大学へ配布依頼し、支援を必要とする当事者へつながるよう図った。

仙台少年鑑別所では、在所者に対し、計画的に薬物に関する視聴覚教材を放送し、感想文を記載させることで薬物に関する問題意識の醸成を図った。

当事者、家族及びその支援者が、薬物依存症が適切な治療・支援により回復可能な病気であること等を正しく理解し、対応できるように、今後も薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会の開催等による関係機関の連携強化と依存症理解の取組みを推進していく。

## 基本目標 3 指導取締り・水際対策の徹底

### 対策 7 取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

各取締り機関による地道な捜査や関係機関の連携により、県内の覚醒剤事犯検挙人員の57%（令和5年度実績）を占める暴力団関係者の検挙や密売組織の壊滅に向けた取締りの強化により一定の成果を上げた。

県警察本部銃器薬物対策課及び同暴力団対策課では、各種警察活動を通じた情報収集のほか、末端乱用者の検挙を端緒として上部被疑者に対する突き上げ捜査を徹底し、密売組織の実態解明と組織壊滅のための捜査を推進した。

東北厚生局麻薬取締部では、末端乱用者及びその周辺者に対する捜査を徹底し、環境浄化に努めた。また、令和5年度北海道・東北地区麻薬取締協議会を札幌市にて開催し、検察庁・管区警察局・管内各県警察・出入国在留管理局・税関・海上保安本部・米空軍犯罪捜査局・米海軍犯罪捜査局等合計42機関と情報を共有した。

県保健福祉部薬務課では、大麻取締法、あへん法等により栽培が禁止されている不正植物の発見・除去を行い、令和5年度は不正けし16,828本を処分した。大麻の発見・除去実績はなかった。「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」の規定に基づき、知事指定薬物として5物質を指定した。危険ドラッグについては、全国的に「大麻グミ」と呼ばれる製品による健康被害が多数報告される事案が発生し、仙台市内でも同じ製品の販売が確認されたことから、県警及び東北厚生局と連携して立入検査を行った。今後も関係機関との連携を密にしながら、県内への危険ドラッグ等の流入阻止を図っていく。

## 対策 8 正規流通麻薬等の適正な管理

麻薬、向精神薬、覚醒剤原料等の適正使用状況を確認するために、東北厚生局麻薬取締部と県保健福祉部薬務課が連携して立入検査等を実施した。

県保健福祉部薬務課では、薬物四法（麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚醒剤取締法、あへん法）に基づく免許・許可・指定等業者に対しては、立入検査等により指導・監視を行い、医療用麻薬等の不正ルートへの流出、不正使用及び不正製造の防止に努めている。

また、濫用のおそれのある医薬品の販売店に対し、適正な販売の徹底を指導していく必要がある。

## 対策 9 水際対策の徹底

我が国で乱用される薬物については、そのほとんどが海外から密輸されたものであり、違法薬物の類似物質が我が国に流入する事件も発生するなど、海外で流通している未規制物質の流入事例も発生していることから、関係機関が水際対策連絡会議を構成して情報の共有化、効果的な取締り体制を構築し、密接な連携のもと、水際対策の強化に取り組んでいる。

仙台出入国在留管理局では、個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により県内空海港における国際線旅客便及び旅客船の運航は中止となっていたが、令和4年12月に仙台空港における同旅客便の運航が再開して以降、個人識別情報を活用した厳格な入国審査及び偽変造文書鑑識等を確実に実施してきたところ、薬物法令違反に係る外国人の上陸拒否事案は発生していない。

横浜税関仙台塩釜税関支署では、関係機関との人事交流及び情報共有を図った。また、県内の各漁業関係者に情報提供依頼パンフレットを配布し、税関の取締りに対する理解を深めてもらうとともに、密輸情報の提供依頼を行った。さらに、監視艇による漁港周辺海域に対する海上巡回及び車両による漁港巡回並びに情報収集を実施した。

横浜税関仙台空港税関支署では、航空関係者から情報収集を行うとともに不正薬物密輸入事件の分析を行い、分析結果に基づいた効果的な水際取締を実施した。

日々巧妙化、潜在化する密売事犯に対応し、違法薬物の指導取締りを強化するため、関係機関は連携して効率的な情報収集を図る必要がある。そうして末端乱用者に対する取締りを徹底するとともに、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅する、需要と供給両面からの不正流通防止対策を継続して実施する。

## 第2部 各種施策の展開と個別目標の達成状況(主に令和5年度取組)

# 第1章

### 基本目標1 啓発強化と薬物乱用未然防止の推進

薬物乱用防止の啓発の充実を図ることにより、青少年等が薬物乱用に手を出さない環境を作り出すことを目的とする。

### 対策1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化

#### 1 個別目標と各種事業

| 個別目標                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 地域の実情や児童生徒等の発達段階を踏まえ、全ての学校で年1回は必ず薬物乱用防止教室を実施する。<br>② 児童・生徒等すべてに薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」の意識を持たせる。<br>③ 覚醒剤、大麻、向精神薬等の有害性・危険性を的確に周知する。<br>④ 薬物乱用防止教育を徹底することにより、未成年者及び20歳代の薬物乱用者を根絶する。<br>⑤ 公立学校だけでなく、私立学校でも薬物乱用防止対策を徹底させる。                        |
| 各種事業                                                                                                                                                                                                                                   |
| 【取組1-1】講演会等による啓発、麻薬探知犬デモンストレーション<br>【取組1-2】教職員への共通理解の徹底、生徒保護者への啓発<br>【取組1-3】薬物乱用防止啓発訪問事業の有効活用<br>【取組1-4】薬物乱用防止教室講師派遣体制の充実と育成<br>【取組1-5】薬物乱用防止教室の推進<br>【取組1-6】各市町村教育委員会、県立学校への通知<br>【取組1-7】学校警察連絡協議会連絡会議の活用<br>【取組1-8】私立学校に対する薬物乱用防止の啓発 |

## 2 施策の実施状況

### 【取組 1-1】 講演会等による啓発、麻薬探知犬デモンストレーション

【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関仙台空港税関支署

#### 【事業の概要】

『仙台塩釜税関支署』

教育機関等からの税関業務見学会及び講演等の依頼により、青少年層に対し不正薬物の有害性・危険性について啓発活動を実施する。

『仙台空港税関支署』

薬物乱用の根絶に向け、薬物の危険性を認知していない若年層に対し、麻薬探知犬のデモンストレーションを行って興味を与えながら、薬物の有害性・危険性について啓発する。

#### 【実施結果及び評価・考察】

『仙台塩釜税関支署』

令和5年度は中学校6校、高等学校5校、保健所3カ所にて薬物乱用防止講演を実施し、不正薬物の有害性、危険性について啓蒙活動を実施した。また、講演会の際に麻薬探知犬デモンストレーションを実施し、薬物取締を行っている税関についてのPRをした。

税関の不正薬物に対する取締状況や、不正薬物の使用による有害性、危険性について理解が得られた。

麻薬探知犬デモンストレーションが開催できなかった際には、税関が使用する検査機器を使用した検査デモンストレーションを実施した。

『仙台空港税関支署』

仙台空港祭において、麻薬探知犬によるデモンストレーションを実施し、薬物の有害性・危険性を広く啓発することができた。

薬物の有害性・危険性を啓発することは、薬物乱用根絶に向けた取り組みとしては有効な活動である。

### 【取組 1-2】 教職員への共通理解の徹底、生徒保護者への啓発

【機関名】 県教育庁義務教育課、県教育庁高校教育課

#### 【事業の概要】

『県教育庁義務教育課』

毎年2回、7月と2月に「生徒指導担当指導主事連絡会議」を開催する。各教育事務所の生徒指導担当指導主事に、問題行動等の対策及び薬物乱用防止の指導について共通理解を図る。

『県教育庁高校教育課』

薬物乱用防止の徹底についての周知

- ・高等学校生徒指導主事連絡協議会
- ・高等学校生徒指導主事研修会
- ・各学校の学校保健計画に薬物乱用防止講話を必ず位置付ける。

**【実施結果及び評価・考察】**

**『県教育庁義務教育課』**

生徒指導担当指導主事連絡会議では、問題行動等の現状と課題、対策等について共通理解を図り、薬物乱用防止教育を含め指導の徹底を確認した。また、指導主事学校訪問等でも各学校への薬物乱用防止教室の実施について促した。

各種会議において教職員への薬物乱用防止の共通理解を図り、学校における薬物乱用防止教育の促進を継続的に行った。薬物乱用防止教室の開催率がやや低下したことから、指導主事学校訪問等を通じて確実な実施を促していく必要がある。

**『県教育庁高校教育課』**

各種会議の開催により、生徒指導担当教員等に対する薬物乱用防止についての共通理解を図るとともに、各学校において生徒・保護者への啓発を行い、薬物乱用防止の必要性についての理解を深めることができた。

**【取組 1-3】 薬物乱用防止啓発訪問事業の有効活用**

**【機関名】 県保健福祉部薬務課**

**【事業の概要】**

厚生労働省が実施する薬物乱用防止啓発訪問事業で貸し出される、薬物に関するクイズパネルや的あてセットは視覚的に分かりやすく、子供達に薬物の恐ろしさを楽しみながら学んでもらえるため、キャンペーン等で積極的に活用する。

**【実施結果及び評価・考察】**

株式会社小学館集英社プロダクションから貸し出される薬物乱用防止クイズパネルや的あてセットを利用し、キャンペーンを盛り上げた。特に未就学児や小・中・高校の生徒に興味を持ってもらい、薬物乱用の恐ろしさを伝えることができた。

**【取組 1-4】 薬物乱用防止教室講師派遣体制の充実と育成**

**【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県教育庁保健体育安全課、県保健福祉部薬務課**

**【事業の概要】**

**『東北厚生局麻薬取締部』**

薬物乱用防止教室等に対する麻薬取締官等の派遣

**『県教育庁保健体育安全課』**

薬物乱用防止教室は、発達段階を踏まえた内容で実施することが、一次的な予防の観点で大変重要視されている。このことから薬物乱用防止教育に関わっている指導者に対して、最新の知識の理解と資質向上を目的として専門家の講演や各学校の実践発表を内容とした研修会を実施する。

**『県保健福祉部薬務課』**

薬物乱用防止啓発活動を積極的に実施している薬物乱用防止指導員や学校薬剤師等を中心に講師希望者を募り、派遣体制を充実させる。講師は、各機関で開催する研修会等を受講し、知識の向上を図る。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

各種団体、学校からの依頼については全件受理し、啓発活動にあたった。

|                  |     |
|------------------|-----|
| プロバスケットボールチーム    | 1 件 |
| カヌー連盟 JOC 強化選手   | 2 件 |
| 大学生・高校生・中学生      | 8 件 |
| 薬剤師会・防犯協会主催      | 4 件 |
| 陸上自衛隊仙台駐屯地       | 1 件 |
| 計 16 件 (1,095 名) |     |

『県教育庁保健体育安全課』

薬物乱用防止教室講師の資質向上を図るための講習会を実施するとともに講師を各学校に派遣し、薬物乱用防止教室の内容の充実に努めた。

薬物乱用防止教室指導者研修会については、教職員や学校薬剤師等を対象として、オンデマンドで開催した。(申込 103 名)

研修の機会を確保するため、期間を設けてのオンデマンド開催にしたことで、通常勤務している教職員や薬剤師等が受講しやすかった。

昨年度と同様に受講対象を拡大したことで、参加者数が大幅に増加した。

『県保健福祉部薬務課』

各地区で薬物乱用防止指導員や学校薬剤師が薬物乱用防止教室を実施した。各地区において薬物乱用防止教室の講師派遣制度が充実し、依頼のあった学校に講師を派遣することができた。

民間団体であるライオンズクラブでは、毎年薬物乱用防止教室の講師を育成するために薬物乱用防止教育認定講師養成講座を開催している。当該講座に対して、依頼に基づき県薬務課職員を講師として派遣することで、講師の担い手の充実、講師の資質向上を図った。

昨今、特に若年層の大麻乱用や 10 代のオーバードーズが全国的に増加していることから、それらの現状、正しい知識を講習用資料に盛り込むなどして講習用資料を作成した。また当該資料を宮城県薬剤師会等と共有する等により、薬物乱用防止教室開催内容の充実に図り、もって生徒の薬物乱用防止等の規範意識向上に努めた。今後も、派遣講師の充実に図っていく。

【取組 1-5】 薬物乱用防止教室の推進

【機関名】 県警察本部少年課、県警察本部銃器薬物対策課、県教育庁保健体育安全課、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『県警察本部少年課』

薬物禍を理解させるための効果的な広報資料を作成し、活用する。

『県警察本部銃器薬物対策課』

生徒や学生等に対し、薬物の弊害・害悪について正しい認識を広めるため、薬物乱用防止教室に講師を派遣する。

『県教育庁保健体育安全課』

薬物乱用防止教室の実施は、「学校において学校が進める薬物乱用教育の一環として学校保健計画に位置付け、すべての学校で年 1 回は必ず実施すること」としているため、県

立学校及び市町村立学校に実施を呼びかける。

また、管理職による会議等を利用し、年 1 回は薬物乱用防止教室を完全実施するように依頼するとともに、教科教育との連携により、効果を高められるように周知する。

『県保健福祉部薬務課』

学校や団体の希望に沿う講師を派遣し、薬物乱用防止教室の開催を推進する。

【実施結果及び評価・考察】

『県警察本部少年課』

小学校・中学校・高校において、薬物乱用防止教室を開催した。

令和 5 年度 計 103 校

県内における薬物事犯の検挙人員は、平成 29 年、30 年は 0 人であったが、令和元年 5 人、令和 2 年 12 人、令和 3 年 9 人、令和 4 年 5 人、令和 5 年も 7 人と今後の増加も懸念されるため、さらなる薬物乱用防止対策を推進する必要がある。

<参考>

県警本部少年課で実施した薬物乱用防止教室の開催校数

(小学校、中学校、高等学校の合計)

|             |       |
|-------------|-------|
| 平成 31・令和元年度 | 90 校  |
| 令和 2 年度     | 62 校  |
| 令和 3 年度     | 109 校 |
| 令和 4 年度     | 95 校  |
| 令和 5 年度     | 103 校 |

『県警察本部銃器薬物対策課』

薬物乱用防止広報リーフレットや DVD 教材などを活用し、小中学、高校、大学、職場において、薬物乱用防止教室や講話を延べ 95 回実施した。

若年層に対し、薬物乱用の危険性を認識させたほか、規範意識を醸成した。今後も継続して生活安全部門と連携して講話等を推進する。

『県教育庁保健体育安全課』

薬物乱用防止教室講師の派遣を行っていることを学校に周知し、開催率の向上について働きかけを行った。

薬物乱用防止教室の開催状況は、文部科学省の全国調査に協力し、その結果を基に把握しているが、当課で把握したのは仙台市以外の公立学校のみである。

県内における薬物乱用防止を進めるためには、国の対策のみに頼ることなく、県として学校に対する積極的な働きかけが必要となってくる。

教科指導においても教科の横断的な取組みにより、薬物乱用防止に対する意識を高め、健康で文化的な生活を営むために必要な指導を展開できることから、指導者に薬物乱用防止教育と関連付けた教育観を持たせるように働きかける必要がある。

『県保健福祉部薬務課』

令和 5 年度に学校薬剤師、薬物乱用防止指導員、保健所担当職員などを講師として派遣した団体数は 275 校、薬物乱用防止教室の受講者は 22,256 人であり、昨年度と比較し、派遣団体数・受講者共に増加した。これは、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したことで、開催回数・規模が増加したためと考えられる。また令和 5 年度は、新たに県内大学等で薬物乱用防止に係る講義を行った。

今後もホームページや保健所等の関係機関による地道な周知活動を継続し、各地区の教育委員会に対する認知度向上及び講師派遣にかかる手順等の周知徹底を図り、薬物乱用防止教室の開催を支援していくこととする。また県内大学等でも薬物乱用に関する普及啓発を推進していく。

薬物乱用防止教室講師派遣実績（県保健福祉部薬務課関係分）

|               |           | 小学校   | 中学校   | 高等学校   | その他 | 合計     |
|---------------|-----------|-------|-------|--------|-----|--------|
| 派遣団体数<br>(団体) | H31・R1 年度 | 192   | 59    | 51     | 1   | 303    |
|               | R2 年度     | 171   | 65    | 43     | 13  | 292    |
|               | R3 年度     | 145   | 62    | 35     | 13  | 255    |
|               | R4 年度     | 168   | 53    | 35     | 18  | 274    |
|               | R5 年度     | 174   | 56    | 32     | 13  | 275    |
| 受講者数<br>(人)   | H31・R1 年度 | 9,477 | 7,578 | 11,060 | 10  | 28,125 |
|               | R2 年度     | 7,056 | 5,311 | 9,448  | 376 | 22,191 |
|               | R3 年度     | 7,075 | 7,023 | 7,320  | 475 | 21,893 |
|               | R4 年度     | 7,673 | 5,429 | 6,414  | 945 | 20,461 |
|               | R5 年度     | 7,329 | 6,529 | 8,061  | 287 | 22,256 |

【取組 1-6】 各市町村教育委員会、県立学校への通知

【機関名】 県教育庁義務教育課、県教育庁高校教育課

【事業の概要】

『県教育庁義務教育課』

薬物乱用の問題については、長期休業中に児童生徒が巻き込まれる可能性が高いため、学校の長期休業前に「長期休業中の生徒指導について」を通知し、薬物乱用防止の徹底を周知する。

『県教育庁高校教育課』

薬物乱用防止の徹底についての周知

長期休業（夏季休業・冬季休業）前に、県立学校への通知

【実施結果及び評価・考察】

『県教育庁義務教育課』

各市町村教育委員会に対し、「長期休業中の生徒指導について」の通知を長期休業前に発出し、薬物乱用防止の徹底について解説を加え、周知した。

長期休業前に通知したことで、各学校では、児童生徒及び保護者に薬物乱用防止について周知することができた。

『県教育庁高校教育課』

通知文書により、教員や生徒、保護者に対する薬物乱用防止の徹底を図った。

各学校における薬物乱用防止教育を継続的に行うことができた。

【取組 1-7】 学校警察連絡協議会連絡会議の活用

【機関名】 県教育庁義務教育課

【事業の概要】

年2回の学校警察連絡協議会連絡会議において、薬物乱用防止に関する情報の共有を図り、学校での薬物乱用防止教育を推進する。

【実施結果及び評価・考察】

学校警察連絡協議会連絡会議において、薬物乱用防止に関する啓発資料の配布等を行い、情報の共有を図った。また、県内25地区の学校警察連絡協議会議でも薬物使用の状況、薬物乱用防止について周知を行った。

平成14年度に締結された学校と警察の連携による「みやぎ児童生徒サポート制度」の周知と、警察との更なる連携による薬物乱用に関する情報共有をこれからも進めていく必要がある。

【取組 1-8】 私立学校に対する薬物乱用防止の啓発

【機関名】 県総務部私学・公益法人課

【事業の概要】

私立小・中・高等学校等に対し薬物の乱用防止と薬物乱用防止教室開催の必要性等を周知するとともに、薬物乱用に繋がりがねない問題行動や心の問題に対応できる相談体制の整備を図る。

**【実施結果及び評価・考察】**

文部科学省作成の薬物乱用防止に係る通知等を周知するとともに，スクールカウンセラーを配置する私立小・中・高等学校に対して補助し，学校の取組を支援した。

スクールカウンセラーと教員が生徒に関する問題を情報交換することで，学校として適切に指導・対応できることが見込まれる。

### 3 関係資料

表 1-1-1 本県における薬物乱用防止教室の開催状況

|        | H29 年度 | H30 年度 | H31・R1 年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度  |        |       |
|--------|--------|--------|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|
|        | 開催率    |        |           |       |       |       | 学校数    | 開催校数   | 開催率   |
| 小学校    | 88.6%  | 87.5%  | 86.6%     |       | 79.9% | 88.4% | 357    | 324    | 90.8% |
| 中学校    | 90.0%  | 92.7%  | 87.3%     |       | 75.2% | 80.9% | 202    | 172    | 85.2% |
| 高等学校   | 89.7%  | 88.4%  | 88.5%     |       | 79.5% | 87.6% | 90     | 80     | 88.9% |
| 中等教育学校 | 50.0%  | 50.0%  | 50.0%     |       |       |       |        |        |       |
| 義務教育学校 | －      | 100.0% | 100.0%    |       |       |       |        |        |       |
| 合計     | 89.0%  | 89.1%  | 87.0%     |       | 78.4% | 85.6% | 641    | 569    | 88.8% |
| 全国平均   | 83.5%  | 83.2%  |           |       | 75.0% | 79.6% | 33,455 | 27,967 | 83.6% |

出典：仙台市教育委員会事務局総務企画部健康教育課、県教育庁保健体育安全課、県総務部私学・公益法人課（文部科学省集計）調べ

※令和元年度及び令和２年度は、文部科学省による全国調査が行われていないため不明。

（令和元年度の県内実績は、担当課の独自調査による）

※令和３年度以降は、集計方法変更のため、中等教育学校は中学校及び高等学校に、義務教育学校は小学校及び中学校に含まれる。

表 1-1-2 薬物乱用防止教室講師を対象とした講習会の開催状況

| 年度        | 参加人数  | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H30       | 78 名  | 「薬物乱用防止教室指導者講習会」<br>(1) 講義 1 : 「薬物乱用の現状と薬物乱用防止教室講師派遣事業について」<br>(宮城県保健福祉部薬務課 監視麻薬班 技師)<br>(2) 実践発表 : 「学校における薬物乱用防止啓発の取組」<br>塩竈市立浦戸中学校養護教諭 梶原千紘 氏<br>(3) 話題提供 : 「水際対策における税関の役割」<br>横浜税関仙台塩釜税関支署総務課課長 小林憲勇喜 氏<br>「麻薬探知犬による麻薬探知デモンストレーション」<br>横浜税関監視部麻薬探知犬管理センター仙台事務所<br>(4) 講義 2 : 「嗜癖問題と早期対応について」<br>医療法人東北会東北会病院院長 石川達 氏 |
| H31<br>R1 | —     | ※ 未実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| R2        | —     | ※ 未実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| R3        | 22 名  | 「薬物乱用防止教室指導者研修会」 ※オンライン研修<br>講義 : 「少年大麻事犯の現状と薬物乱用防止対策について」<br>東北厚生局麻薬取締部 麻薬取締官                                                                                                                                                                                                                                          |
| R4        | 56 名  | 「薬物乱用防止教室指導者研修会」<br>(1) 事業説明 : 「宮城県における薬物乱用対策事業について」<br>(宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班技術主査)<br>(2) 実践発表 : 「小学校における喫煙、飲酒の害と健康に関する指導の実践から」<br>登米市立柳津小学校養護教諭 佐藤靖子 氏<br>(3) 講義 : 「不正薬物について」<br>横浜税関仙台塩釜税関支署総務課長 石黒龍次 氏                                                                                                                   |
| R5        | 102 名 | 「薬物乱用防止教室指導者研修会」<br>(1) 事業説明 : 「宮城県における薬物乱用対策事業について」<br>(宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班技術主査)<br>(2) 話題提供 : 「薬物依存症当事者からのメッセージ」<br>東北会病院 リハビリ支援部長<br>鈴木 俊博 氏<br>(3) 講義 : 「自分を大切にできない子どもを理解するために」<br>東北医科薬科大学医学部 精神科学教室<br>病院准教授 福地 成 氏                                                                                                  |

出典：県教育庁保健体育安全課

※ 参加者：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員、学校医、学校薬剤師、警察職員、保健福祉関係職員、環境生活関係職員、薬物乱用防止指導員 ほか

## 対策２ 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止や多様化する乱用薬物啓発の推進

### １ 個別目標と各種事業

| 個別目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 各種街頭キャンペーン等を通じて青少年、家庭、地域住民に対し、薬物乱用防止に関する啓発を行う。</li><li>② 有職、無職少年を重点的な対象として、労働関係機関において積極的な啓発を実施する。</li><li>③ 保護者に対する薬物乱用防止に関する啓発をより一層図っていき、各家庭において、保護者と子どもたちとの間で薬物乱用防止に関するコミュニケーションが図られるようにする。</li><li>④ 毎年度、薬物乱用防止指導員が、集会・会合・祭事等を通じてパンフレット等の配布や薬物乱用防止の講義を延べ５万人に対して行う。</li><li>⑤ 各種広報媒体を効果的に活用し、「違法薬物等は、買わない、使わない、かかわらない。」を浸透させる。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 各種事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <ul style="list-style-type: none"><li>【取組 2-1】「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の積極的な展開</li><li>【取組 2-2】青少年健全育成条例に基づく有害図書類指定等による環境整備等</li><li>【取組 2-3】少年警察ボランティアと協働した街頭活動の推進</li><li>【取組 2-4】PTA に対する研修会等を利用した保護者への啓発</li><li>【取組 2-5】宮城県薬物乱用防止指導員による啓発活動</li><li>【取組 2-6】ガールスカウト及びボーイスカウトへの協力要請</li><li>【取組 2-7】不正薬物の取締強化期間における報道機関等での啓発</li><li>【取組 2-8】宮城県青年団連絡協議会への薬物乱用防止啓発活動の要請</li><li>【取組 2-9】社会を明るくする運動等での薬物乱用防止の啓発</li><li>【取組 2-10】労働関係機関における有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発の充実</li><li>【取組 2-11】「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の積極的な展開</li><li>【取組 2-12】薬物乱用防止にかかる効果的な情報発信</li><li>【取組 2-13】多様化する違法薬物情報の積極的周知の強化</li><li>【取組 2-14】消費生活センターでの啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布</li></ul> |

## 2 施策の実施状況

【取組 2-1】 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の積極的な展開

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

薬物乱用防止大会への参加

『県保健福祉部薬務課』

本運動は、官民一体となり、国民の薬物乱用問題に対する認識を高め、併せて「国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図り、国内外における薬物乱用防止に資するために行うものである。

6月から9月にかけての「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施期間や10月から11月にかけての麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施期間に合わせて、県内の若年層や青少年が集まる場において、高校生ボランティア、薬物乱用防止指導員等が知識の普及啓発に関するチラシの配布、声掛け運動を行う。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

7月、宮城県主催の薬物乱用防止啓発キャンペーンに参加。

11月、薬物乱用防止運動山形大会に参加。

薬乱防止啓発キャンペーンには係長1名と麻薬取締官1名、薬乱防止運動山形大会には、麻薬取締部長と係長1名が参加した。

『県保健福祉部薬務課』

例年夏に宮城県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーンを実施しており、令和5年度も県内各地の薬物乱用防止指導員や高校生ボランティア等の協力のもと、未就学児、小・中・高校生など若年層を中心とした来場者に対して声がけ運動や啓発資材の配布を行った。また、株式会社小学館集英社プロダクションから貸し出される薬物乱用防止クイズパネルや的あてセットを利用しながら、児童に薬物に関する知識を身につけてもらうなど、効果的な啓発活動を実施した。他にも県内9市町10カ所でイベントを開催し、計7,176人を対象に啓発することができた。

10月から11月にかけては、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施期間中、6市5町1村でイベントを開催し、リーフレットなど資材を配布することで、計13,990人を対象に啓発することができた。

【取組 2-2】 青少年健全育成条例に基づく有害図書類指定等による環境整備等

【機関名】 県環境生活部共同参画社会推進課

【事業の概要】

店頭で販売されている書籍の中には、違法薬物の乱用を助長する描写が含まれているものもあり、図書類取扱業者等への環境実態調査を通じて同書籍の発見に努め、条例に基づき有害図書類に指定することで、青少年に対する販売、閲覧を防止する。

【実施結果及び評価・考察】

令和5年度に違法薬物の使用等を助長する描写が含まれている図書類5冊を有害図書類として指定した。

指定要件が「誘発」となっており、厳密な解釈が求められるため、指定数は5冊になっている。

今後も青少年を取り巻く有害環境浄化を図るため、薬物関連図書類の指定を適切に行っていく。

【取組 2-3】 少年警察ボランティアと協働した街頭活動の推進

【機関名】 県警察本部少年課

【事業の概要】

少年警察ボランティアとの連携を図り、少年やその保護者に直接呼びかける広報啓発活動を推進する。

【実施結果及び評価・考察】

各警察署において、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動及び広報啓発活動を推進した。

街頭活動を通じて薬物乱用の危険性について広報し、薬物乱用意識の醸成を図った。

<参考>

街頭補導等により補導した不良行為少年数（少年警察ボランティアと連携したものを含める）

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 平成31・令和元年 | 4,855人（うち薬物乱用1人） |
| 令和2年      | 3,409人（うち薬物乱用0人） |
| 令和3年      | 3,757人（うち薬物乱用2人） |
| 令和4年      | 4,383人（うち薬物乱用1人） |
| 令和5年      | 5,078人（うち薬物乱用9人） |

【取組 2-4】 PTA に対する研修会等を利用した保護者への啓発

【機関名】 県教育庁生涯学習課

【事業の概要】

県PTA連合会総会や理事会の際に話題として取り上げた。

高等学校PTA連合会を通し、高校1年生（新入生）とその保護者を対象に、「薬物乱用防止」に関する小冊子を配布した。

**【実施結果及び評価・考察】**

県高等学校 PTA 連合会をとおして、新入生（高校 1 年生）とその保護者に対し、薬物乱用防止に関する小冊子を配布。（県高 P 連事業として実施）

中・高校生及び保護者に対して、薬物問題や乱用防止への意識付けを図ることについては、概ね達成できた。

**【取組 2-5】 宮城県薬物乱用防止指導員等による啓発活動**

**【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県保健福祉部薬務課**

**【事業の概要】**

『東北厚生局麻薬取締部』

知事に委託された薬物乱用防止指導員が行う啓発活動の支援

『県保健福祉部薬務課』

地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を展開していくため、昭和 54 年度から薬物乱用防止指導員制度が発足された。薬物乱用防止指導員を県内 10 地区に配置し、各地区で薬物乱用防止のための啓発・指導を行う。

**【実施結果及び評価・考察】**

『東北厚生局麻薬取締部』

ライオンズクラブ国際協会 3 3 2 -C 地区の依頼により、薬物乱用防止教育認定講師、ライオンズクラブ職員に講演を実施した。

講演により啓発活動を行った。

『県保健福祉部薬務課』

令和 5 年度は 266 名（令和 5 年 9 月 1 日時点）の薬物乱用防止指導員を県内 10 地区に配置し、団体活動や個人活動により薬物乱用防止啓発活動を行った。

例年、宮城県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーン期間中、県内各市町において、薬物乱用防止指導員、ヤングボランティア、ライオンズクラブ・ロータリークラブ会員等による啓発を行っているほか、児童生徒が夏休み期間となる 7、8 月の各地区夏祭りで国連支援募金活動及び啓発資材の配布などを実施した。麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施期間中もイベントを実施することができた。

薬物乱用防止指導員により、各地区でパンフレットを延べ 12,077 人に配布したほか、集会・会合での話合いで 2,216 人、ビデオ・DVD の上映で 691 人に対して薬物根絶意識の醸成を図ることができた。また薬物乱用防止指導員による薬物乱用防止教室を実施し、延べ 15,785 人に薬物乱用防止の意識付けを行った。これらを合計すると、薬物乱用防止指導員が実施した活動により 30,769 人に対し、普及啓発活動を実施することができた。県では薬物に関する知識の習得と指導員の相互の情報交換のため、保健所毎に薬物乱用防止指導員研修会を年 1 回以上開催し、指導員の資質向上を図っている。

今後、薬物乱用防止指導員を薬物乱用防止教室の講師として派遣する機会がさらに増えるよう、各種団体主催の研修会等に参加を促す取組も行っていく。

**【取組 2-6】 ガールスカウト及びボーイスカウトへの協力要請**

**【機関名】 県教育庁生涯学習課**

**【事業の概要】**

各種イベント等で、啓発のチラシやティッシュなどを配布する。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>PR のパレードに参加するなどの啓発活動を行う。</p> <p>【実施結果及び評価・考察】</p> <p>啓発活動について、関係団体と確認を図り、引き続き、各種イベント等での啓発活動を実施していく。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>【取組 2-7】 不正薬物の取締強化期間における報道機関等での啓発</p> <p>【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関仙台空港税関支署</p> <p>【事業の概要】</p> <p>『横浜税関仙台塩釜税関支署』</p> <p>「年末特別警戒」において、報道機関等に対し当該取締強化期間の周知及び密輸情報の提供依頼についての報道を依頼する。</p> <p>『横浜税関仙台空港税関支署』</p> <p>税関における不正薬物の取締強化月間等において、関係機関及び一般層に対して、薬物取締の必要性及び協力依頼等を啓発する。</p> <p>【実施結果及び評価・考察】</p> <p>『横浜税関仙台塩釜税関支署』</p> <p>「G7 関係閣僚会合等開催に伴う取締強化」、「年末特別警戒」の実施について、報道機関等を通じ広く国民に啓発を促した。</p> <p>税関の不正薬物に対する取締りや、不正薬物が社会へ及ぼす影響等について、報道機関等を通じ、広く国民に啓発を行った。</p> <p>『横浜税関仙台空港税関支署』</p> <p>「年末特別警戒」において、関係機関及び一般層に対して、リーフレット等により薬物取締りの必要性及び協力依頼等を啓発した。</p> <p>薬物乱用を防止するため、広く国民に対し薬物の取締りの必要性やそのための協力を呼びかけ、理解を求めることは、重要な取り組みである。</p> |
| <p>【取組 2-8】 宮城県青年団連絡協議会への薬物乱用防止啓発活動の要請</p> <p>【機関名】 県教育庁生涯学習課</p> <p>【事業の概要】</p> <p>宮城県青年団連絡協議会定期大会や宮城県青年文化祭及び県青年体育大会等において、薬物乱用防止対策についての啓発活動を行う。</p> <p>【実施結果及び評価・考察】</p> <p>各種事業を通じて、効果的に啓発ができるよう、啓発方法と機会について、主管機関及び青年団関係者と共通理解を図りながら、取り組んでいく。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>【取組 2-9】 社会を明るくする運動等での薬物乱用防止の啓発</p> <p>【機関名】 仙台保護観察所</p> <p>【事業の概要】</p> <p>毎年 7 月を強調月間としている“社会を明るくする運動”の行事の一つとして、青少年</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

に対する薬物乱用防止教室を県内各地で実施する。

【実施結果及び評価・考察】

“社会を明るくする運動”の行事の一つとして青少年に対して薬物乱用防止教室等を実施し、約 2,380 名が参加した。

新型コロナウイルスが 5 類に移行し、感染防止対策に配慮しながらも、前年より“社会を明るくする運動”の活動が活発化した。その中で薬物乱用防止のための広報啓発も積極的に行ったが、一方学校等における薬物乱用防止教室の開催が減少した。

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 参加者：平成 31・令和元年度 | 5,496 人 |
| 令和 2 年度         | 6,986 人 |
| 令和 3 年度         | 1,920 人 |
| 令和 4 年度         | 2,161 人 |
| 令和 5 年度         | 2,380 人 |

【取組 2-10】 労働関係機関における有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発の充実

【機関名】 宮城労働局

【事業の概要】

労働基準監督署、ハローワーク等において、薬物乱用防止啓発のポスター、パンフレット等を掲示することにより啓発を図る。

【実施結果及び評価・考察】

県内に設置されている労働基準監督署 5 カ所、ハローワーク（出張所含む）10 カ所の他、出先機関等において、薬物乱用防止啓発のポスター等の掲示を行った。

【取組 2-11】 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の積極的な展開

【機関名】 県警察本部少年課

【事業の概要】

青少年の非行・被害防止全国強調月間等において、関係団体等と連携した薬物乱用防止キャンペーン等を積極的に展開する。

【実施結果及び評価・考察】

関係機関・団体との共催による研修会、街頭補導、キャンペーン活動、薬物乱用防止教室等により少年の非行防止・犯罪被害防止を図った。

今後も、各種月間等に合わせ広報啓発活動を積極的に展開する。

【取組 2-12】 薬物乱用防止にかかる効果的な情報発信

【機関名】 県警察本部少年課

【事業の概要】

実例を踏まえた効果的な情報発信を行い、薬物乱用の有害性を強く訴えるとともに、健康被害事例についての情報提供や薬物乱用防止広報車を活用した情報発信を行う。

**【実施結果及び評価・考察】**

各警察署において、各種行事や各種非行防止教室等を通じ、多くの少年に対し効果的な薬物乱用防止のための情報発信を行った。

今後も、様々な機会を捉えて、広報資材を有効活用した少年の薬物乱用防止のための情報発信活動を推進する。

**【取組 2-13】 多様化する違法薬物情報の積極的周知の強化**

**【機関名】 県警察本部銃器薬物対策課、県保健福祉部薬務課**

**【事業の概要】**

『県警察本部銃器薬物対策課』

各種広報媒体を活用し、多様化する違法薬物の危険性等を積極的に周知する。

『県保健福祉部薬務課』

ホームページや報道機関を通じて、大麻や危険ドラッグの危険性等について、啓発を実施していくとともに、より効果的な広報媒体を模索しながら、関係機関と協力し積極的な周知活動を展開する。

**【実施結果及び評価・考察】**

『県警察本部銃器薬物対策課』

大麻リキッド、大麻グミ等従来とは異なる形態の違法薬物の有害性・危険性についてラジオ放送・県警ホームページ等により広報活動を実施した。

あらゆる違法薬物の危険性や有害性を具体的に説明するなど、正しい知識の普及に努める。

『県保健福祉部薬務課』

薬務課のホームページ内で、危険ドラッグについての基礎知識や、危険ドラッグ乱用に対する県の取組等を公開してきたところであるが、大麻グミ等の新しい形態の違法薬物についても周知を行った。

また、若年層に広がりを見せている大麻について新たにページを開設し、その有害性、危険性について周知を図るとともに、インスタグラムを利用して若年層に対し大麻乱用防止に特化した動画配信を行った。

若年層に広がりを見せる市販薬のオーバードーズについても、県内高校生を対象としたアンケート調査を行い、実態把握に努めた。

今後も、若年層に蔓延している大麻などの違反薬物について SNS を利用した広報を行うほか、向精神薬や市販薬などの乱用についても積極的な周知強化に取り組む。

**【取組 2-14】 消費生活センターでの啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布**

**【機関名】 県環境生活部消費生活・文化課**

**【事業の概要】**

県民への啓発を図るため、消費生活センターに啓発ポスターを掲示するとともに、啓発用チラシを出前講座で配布及び同センターに配架する。

**【実施結果及び評価・考察】**

消費生活センターに啓発ポスターの掲示を行った。

今後も消費生活センターに啓発ポスターの掲示を行う。

### 3 関係資料

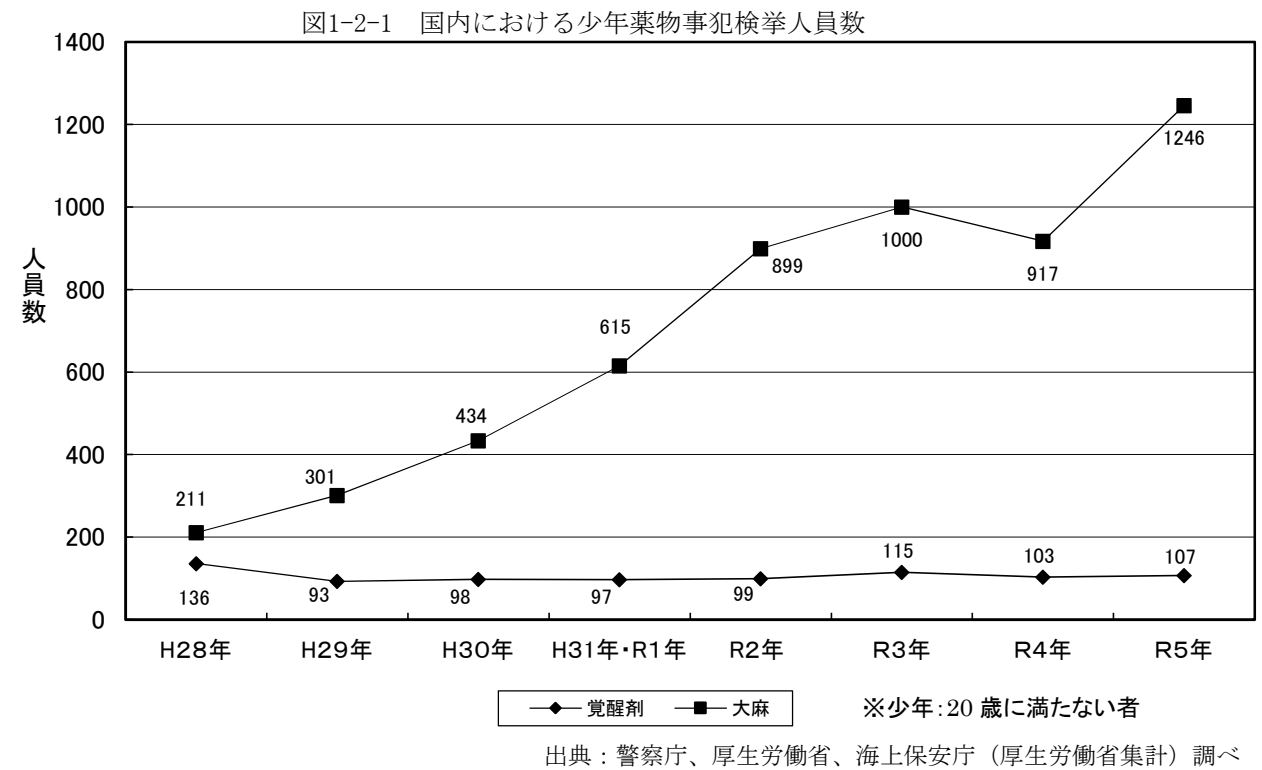


表 1-2-1 県内における少年薬物事犯検挙人員数

| 区 分         | H28 年 | H29 年 | H30 年 | H31・R1 年 | R2 年 | R3 年 | R4 年 | R5 年 |
|-------------|-------|-------|-------|----------|------|------|------|------|
| 大麻取締法違反     | 1     | 0     | 0     | 3        | 12   | 7    | 4    | 6    |
| 覚醒剤取締法違反    | 0     | 0     | 0     | 1        | 0    | 0    | 0    | 1    |
| 医薬品医療機器等法違反 | 1     | 0     | 0     | 0        | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 毒物及び劇物取締法違反 | 0     | 0     | 0     | 0        | 0    | 0    | 0    | 0    |
| その他         | 0     | 0     | 0     | 1        | 0    | 2    | 1    | 0    |
| 計           | 2     | 0     | 0     | 5        | 12   | 9    | 5    | 7    |

出典：県警察本部少年課

図1-2-2 県内の非行少年等検挙・補導状況

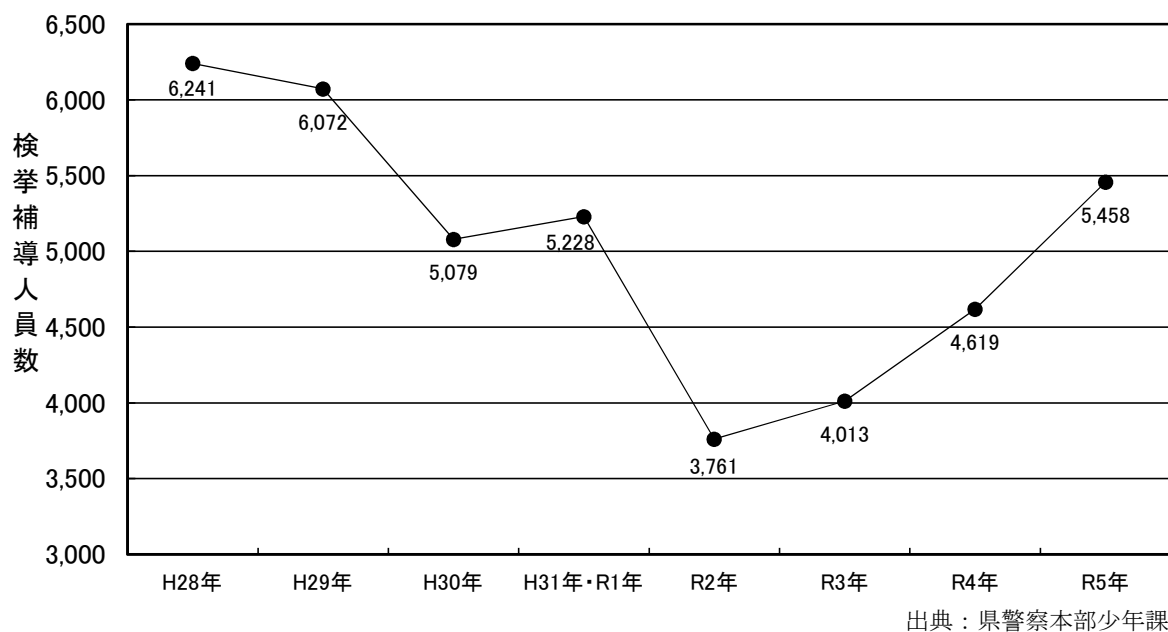


表 1-2-2 非行少年等の検挙・補導状況(人)

|          | 非行少年等<br>総数 | 計   | 非行少年  |          |     |        |           |    |      | 不良行為少年 |
|----------|-------------|-----|-------|----------|-----|--------|-----------|----|------|--------|
|          |             |     | 刑法    |          |     | 特別法    |           |    | ぐ犯少年 |        |
|          |             |     | 刑法犯少年 | 触法少年(刑法) | 小計  | 特別法犯少年 | 触法少年(特別法) | 小計 |      |        |
| H30 年    | 5, 079      | 395 | 264   | 63       | 327 | 44     | 13        | 57 | 11   | 4, 684 |
| H31・R1 年 | 5, 228      | 373 | 245   | 57       | 302 | 59     | 7         | 66 | 5    | 4, 855 |
| R2 年     | 3, 761      | 352 | 226   | 50       | 276 | 67     | 8         | 75 | 1    | 3, 409 |
| R3 年     | 4, 013      | 256 | 155   | 42       | 197 | 50     | 6         | 56 | 3    | 3, 757 |
| R4 年     | 4, 619      | 236 | 154   | 36       | 190 | 39     | 4         | 43 | 3    | 4, 383 |
| R5 年     | 5, 458      | 380 | 276   | 55       | 331 | 46     | 0         | 46 | 3    | 5, 078 |

出典：県警察本部少年課

- ※1 非行少年：犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年  
 ※2 犯罪少年：14歳以上で犯罪を犯した少年  
 ※3 触法少年：14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年  
 ※4 刑法犯少年：刑法に触れる行為をした犯罪少年  
 ※5 特別法犯少年：刑法以外の刑罰法令に違反した犯罪少年（交通法令違反を除く）  
 ※6 ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の理由があって、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年  
 ※7 不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年  
 ※8 非行少年等：非行少年及び不良行為少年

表 1-2-3 宮城県薬物乱用防止指導員の活動状況

|                  | パンフレッ<br>ト等の配布    | DVD・ビデオ<br>の上映  | 集会・会合<br>での話し合い  | パネルの<br>展示 | ポスター<br>の掲示 | 薬物乱用防止教<br>室講師       |
|------------------|-------------------|-----------------|------------------|------------|-------------|----------------------|
| H31・<br>R1<br>年度 | 344 回<br>22,316 人 | 27 回<br>4,401 人 | 146 回<br>3,345 人 | 30 回       | 632 枚       | 200 回<br>延べ 15,533 人 |
| R2<br>年度         | 196 回<br>6,291 人  | 17 回<br>1,351 人 | 84 回<br>2,228 人  | 5 回        | 459 枚       | 174 回<br>延べ 11,906 人 |
| R3<br>年度         | 188 回<br>5,731 人  | 20 回<br>1,151 人 | 125 回<br>1,399 人 | 25 回       | 531 枚       | 164 回<br>延べ 14,029 人 |
| R4<br>年度         | 229 回<br>8,167 人  | 15 回<br>991 人   | 84 回<br>2,951 人  | 14 回       | 594 枚       | 193 回<br>延べ 14,247 人 |
| R5<br>年度         | 226 回<br>12,077 人 | 17 回<br>691 人   | 140 回<br>2,216 人 | 23 回       | 859 枚       | 182 回<br>延べ 15,785 人 |

出典：県保健福祉部薬務課

### 対策3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知

#### 1 個別目標と各種事業

| 個別目標                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育機関において専門人員等を確保し、児童生徒やその保護者からの相談に応ずる体制を拡充させる。                                                                                            |
| 各種事業                                                                                                                                      |
| 【取組 3-1】 教育機関・相談機関における相談・指導体制の充実<br>【取組 3-2】 教育相談充実事業<br>【取組 3-3】 県総合教育センターにおける児童生徒や保護者からの相談への応需<br>【取組 3-4】 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業 |

#### 2 施策の実施状況

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【取組 3-1】 <b>教育機関・相談機関における相談・指導体制の充実</b></p> <p>【機関名】 宮城労働局</p> <p>【事業の概要】<br/>労働安全衛生法に基づき、有機溶剤を使用している事業者に対して、適正な使用・保管の指導及び相談に応じる。</p> <p>【実施結果及び評価・考察】<br/>有機溶剤を使用している事業者に対して、適正な使用等の指導及び相談に応じた。</p>                                                                                                                                           |
| <p>【取組 3-2】 <b>教育相談充実事業</b></p> <p>【機関名】 県教育庁義務教育課</p> <p>【事業の概要】<br/>児童生徒への心のケアや、問題を抱える児童生徒への支援及び問題行動等の未然防止・早期対応のために、教育相談、支援体制の一層の整備・充実を図る。</p> <p>【実施結果及び評価・考察】<br/>スクールカウンセラーを全公立小・中学校へ配置・派遣することで、児童生徒や保護者の相談に対応した。また、全ての教育事務所へ専門カウンセラーを年間 70 回程度配置した。<br/>スクールカウンセラーを県内全公立小・中学校に配置・派遣したことで、教育相談の充実を図ることができた。また、事務所に配置する専門カウンセラーにスーパーバイズ機能</p> |

を持たせ、スクールカウンセラーの資質の向上を図り、相談体制の充実を図ることができた。

【取組 3-3】 県総合教育センターにおける児童生徒や保護者からの相談への応需

【機関名】 県教育庁高校教育課

【事業の概要】

県総合教育センター内に「不登校・発達支援相談室（りんくるみやぎ）」を設置し、来所相談及び電話相談に対応

【実施結果及び評価・考察】

臨床心理士及び電話相談員が面接又は電話による専門的教育相談活動を行った。

- ・ 来所相談 405 件
- ・ 電話相談 803 件 計 1, 208 件

「不登校・発達支援相談室（りんくるみやぎ）」では、教育に関わる広範囲の相談に対応している。薬物乱用防止対策の役割も果たしているものと考えている。

【取組 3-4】 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業

【機関名】 県教育庁義務教育課、県教育庁高校教育課

【事業の概要】

『県教育庁義務教育課』

児童生徒、保護者、教職員の相談業務を行うため、スクールカウンセラーを県内全公立小・中学校（仙台市を除く）及び義務教育学校へ派遣・配置し、専門カウンセラーを全教育事務所に配置する。また、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを全ての市町村教育委員会に配置する。

『県教育庁高校教育課』

生徒、保護者、教職員の相談への応需

- ・ スクールカウンセラーの配置  
すべての県立高校に配置  
73 校に 56 人
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置  
県立高校 46 校に 27 人配置

配置校以外の学校にも各校の要請に応じて、派遣する体制を整備

【実施結果及び評価・考察】

『県教育庁義務教育課』

スクールカウンセラーの配置については、仙台市を除く全公立小学校 233 校（義務教育学校前期 4 校含む）、公立中学校 129 校（義務教育学校後期 4 校含む）に配置・派遣した。スクールソーシャルワーカーについては、希望する 34 市町村にのべ 66 人配置（市町村委託）し、公立小・中学校を支援した。

公募によりスクールカウンセラーの確保に努め、全公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置・派遣した。また、34 市町村にスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を図った。

『県教育庁高校教育課』

スクールカウンセラーの配置により、学校で生徒・保護者・教員が専門家による相談を確実に受けられるようになっている。

スクールソーシャルワーカーの配置により、外部の関係機関と連携し、問題の解決を図るための相談体制が構築された。

教育に関する広範囲の相談に応じており、薬物乱用防止対策の役割も果たしているものと考えている。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと教員が情報交換したり、外部機関との連携を円滑に進める体制を維持した。

### 3 関係資料

表 1-3-1 小学校・中学校のスクールカウンセラーの配置・相談状況  
(薬物以外の相談を含む)

|           |     | 学校数   | 相談件数     | 相談人数     |
|-----------|-----|-------|----------|----------|
| H31・R1 年度 | 小学校 | 249 校 | 23,336 件 | 25,038 人 |
|           | 中学校 | 133 校 | 17,198 件 | 18,859 人 |
| R2 年度     | 小学校 | 249 校 | 23,121 件 | 25,149 人 |
|           | 中学校 | 133 校 | 16,682 件 | 18,571 人 |
| R3 年度     | 小学校 | 245 校 | 27,256 件 | 28,794 人 |
|           | 中学校 | 132 校 | 20,041 件 | 21,581 人 |
| R4 年度     | 小学校 | 238 校 | 25,838 件 | 27,003 人 |
|           | 中学校 | 130 校 | 18,184 件 | 19,380 人 |
| R5 年度     | 小学校 | 233 校 | 24,003 件 | 25,163 人 |
|           | 中学校 | 129 校 | 15,901 件 | 16,762 人 |

出典：県教育庁義務教育課

表 1-3-2 教育事務所専門カウンセラーの相談状況  
(薬物以外の相談を含む)

|           | 相談件数    | 相談人数    |
|-----------|---------|---------|
| H31・R1 年度 | 2,100 件 | 2,457 人 |
| R2 年度     | 1,739 件 | 2,313 人 |
| R3 年度     | 2,225 件 | 2,761 人 |
| R4 年度     | 2,493 件 | 2,819 人 |
| R5 年度     | 2,471 件 | 2,893 人 |

出典：県教育庁義務教育課

表 1-3-3 県立高等学校に配置されたスクールカウンセラーの相談件数、情報交換件数

|           | 相談件数     | 情報交換    |
|-----------|----------|---------|
| H31・R1 年度 | 10,541 件 | 6,430 件 |
| R2 年度     | 10,102 件 | 6,775 件 |
| R3 年度     | 9,808 件  | 5,667 件 |
| R4 年度     | 8,646 件  | 5,944 件 |
| R5 年度     | 8,391 件  | 5,714 件 |

出典：県教育庁高校教育課

表 1-3-4 スクールソーシャルワーカーの市町村配置

|           | のべ人数 | 実人数  | 相談件数    |
|-----------|------|------|---------|
| H31・R1 年度 | 66 人 | 48 人 | 3,411 人 |
| R2 年度     | 67 人 | 48 人 | 3,680 人 |
| R3 年度     | 68 人 | 48 人 | 4,762 人 |
| R4 年度     | 66 人 | 50 人 | 5,041 人 |
| R5 年度     | 67 人 | 52 人 | 3,020 人 |

出典：県教育庁義務教育課

## 第 2 章

### 基本目標 2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止の推進

薬物問題に不安を抱える人達への相談体制を充実し、不安を解消する。また、医療や各種支援体制を整備し、社会復帰のサポートを目的とする。

### 対策 4 再乱用防止のため相談体制の充実強化と周知

#### 1 個別目標と各種事業

| 個別目標                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 東北厚生局麻薬取締部の相談電話、警察の少年相談電話、精神保健福祉センター及び保健所の各相談窓口等、行政相談窓口の一層の周知徹底を図る。<br>② 民間団体等、より専門的な知識を持つ団体等との連携強化により相談体制を充実させる。            |
| 各種事業                                                                                                                           |
| 【取組 4-1】薬物関係相談電話の利用促進<br>【取組 4-2】県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話の周知徹底<br>【取組 4-3】少年相談電話の周知と対応の充実<br>【取組 4-4】薬物関連相談窓口の周知と充実 |

## 2 施策の実施状況

### 【取組 4-1】 薬物関係相談電話の利用促進

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部

#### 【事業の概要】

専用回線による薬物相談の対応

#### 【実施結果及び評価・考察】

乱用者や密売人にかかる捜査の端緒として活用できる場合がある。  
相談電話に寄せられた情報が強制捜査へ繋がることもある。

### 【取組 4-2】 県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話の周知徹底

【機関名】 県警察本部銃器薬物対策課

#### 【事業の概要】

県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための「相談電話」について、広報活動を通じて周知徹底を図る。

#### 【実施結果及び評価・考察】

県警ホームページ、ラジオ放送等、マスコミや広報媒体を通じて相談電話「銃器・覚醒剤 110 番」の広報を推進し、計 8 件の相談受理に至った。

相談電話の存在を広く県民に認知されるよう広報活動を継続して推進し、相談には真摯に対応する。

### 【取組 4-3】 少年相談窓口の周知と対応の充実

【機関名】 県警察本部少年課

#### 【事業の概要】

少年相談窓口の社会周知を推進し、薬物乱用に関する相談に対応するとともに、部内研修会や教養資材の発出等により警察職員の事態対処能力の向上を図る。

#### 【実施結果及び評価・考察】

少年相談窓口について、警察ホームページ、各種広報資料への掲載等により県民への周知を図るとともに、非行防止教室、各種会議等を通じて直接呼び掛け広報した。

また、仙台駅構内に所在する鉄道警察隊を借用し「臨時少年相談室」を 1 週間開設し相談対応を実施した。

少年相談窓口の周知が図られ、令和 5 年中の受理件数は 2,350 件であり、うち薬物乱用に関する相談が 10 件であった。

【取組 4-4】 薬物関連相談窓口の周知と充実

【機関名】 県保健福祉部精神保健推進室、県保健福祉部精神保健福祉センター、  
県保健所、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『県保健福祉部精神保健推進室』

依存症関連問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、依存症関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する（補助率 10/10、補助上限額 20 万円）。

『県保健福祉部精神保健福祉センター、県保健所、県保健福祉部薬務課』

ホームページでの周知

相談窓口案内リーフレットの配布

【実施結果及び評価・考察】

『県保健福祉部精神保健推進室』

平成 29 年度から、NPO 法人仙台ダルク・グループが開催する薬物依存症対策フォーラムに対して補助を行い、普及啓発活動を支援している。令和 5 年度は薬物依存対策フォーラム開催への補助を行った。民間団体の活動支援を行うことで、相談窓口の周知と充実につながるものと考えられるため、今後も継続していく。

『県保健福祉部精神保健福祉センター』

依存症相談について当センターホームページに掲載した。

市町村や病院等の関係機関に対し、当センターの依存症相談に関する案内を通知した。

電話相談の相談経路は“市町村の広報紙”“ホームページ”が多数であった。今後も市町村への周知やホームページなどを使った周知活動を継続していく。

『県保健福祉部精神保健福祉センター、県保健所、保健福祉部薬務課』

令和 5 年度の相談件数（仙台市含む）は 334 件であり、前年度の 1.6 倍となっており、その約 48.5%は仙台市内の相談であった。薬物相談の対象薬物の内訳については、覚醒剤(30.4%)、市販薬(27.2%)、有機溶剤(11.3%)、大麻(7.5%)、向精神薬(2.1%)、危険ドラッグ(0.9%)、麻薬(0.3%)、その他(20.3%)であった。

相談件数が増加していることから、当事者が必要な時に確実に相談窓口につながるよう、啓発の際には相談窓口の周知を強化していく。

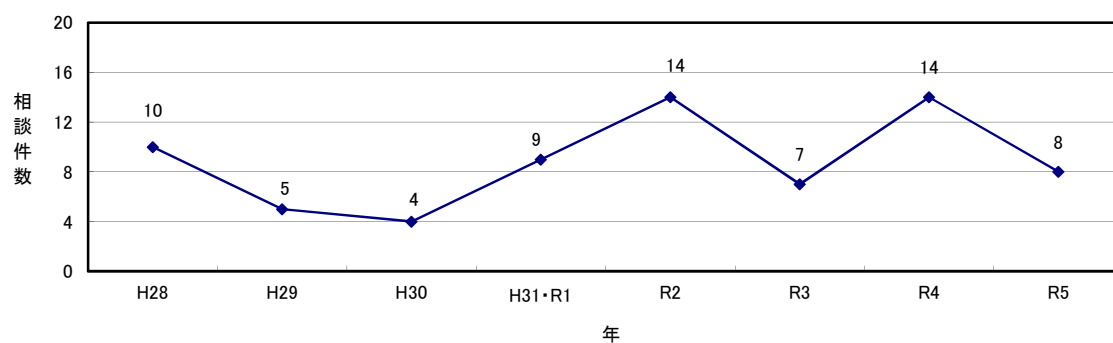
覚醒剤や大麻など法律で規制されている薬物については、東北会病院などの医療機関や仙台ダルク、アロー萌木等の民間団体に相談するケースもある。これらの関係機関との連携を更に強化し、互いの強みを活かす体制を充実させていく必要がある。

### 3 関係資料

表 2-4-1 保健所及び精神保健福祉センター（仙台市含む）の相談状況

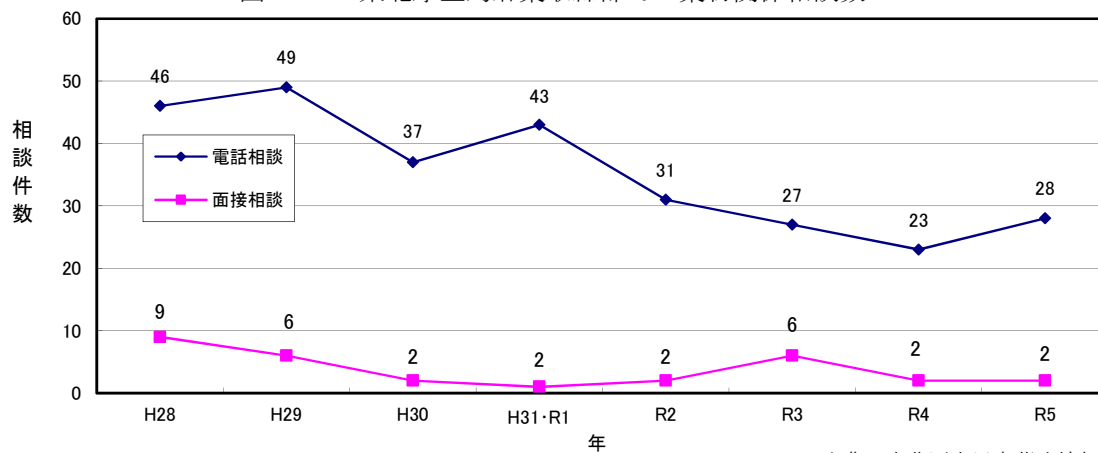
|           | 保健所   | 精神保健福祉センター | 合計    |
|-----------|-------|------------|-------|
| H28 年度    | 45 件  | 27 件       | 72 件  |
| H29 年度    | 52 件  | 31 件       | 83 件  |
| H30 年度    | 84 件  | 38 件       | 122 件 |
| H31・R1 年度 | 43 件  | 73 件       | 116 件 |
| R2 年度     | 64 件  | 97 件       | 161 件 |
| R3 年度     | 102 件 | 108 件      | 210 件 |
| R4 年度     | 85 件  | 121 件      | 206 件 |
| R5 年度     | 170 件 | 164 件      | 334 件 |

図2-4-1 県警察本部「銃器・覚醒剤110番」での相談数



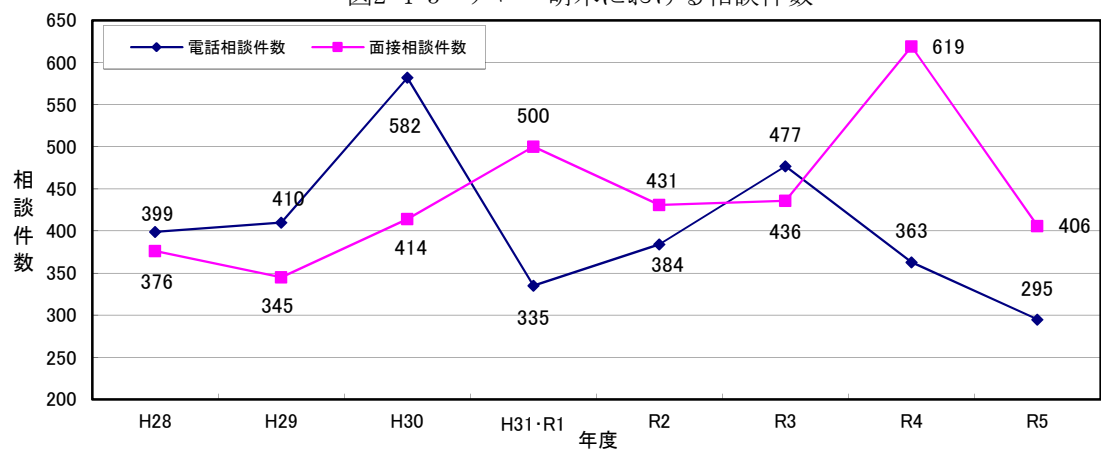
出典：県警察本部銃器薬物対策課

図2-4-2 東北厚生局麻薬取締部での薬物関係相談数



出典：東北厚生局麻薬取締部

図2-4-3 アロー萌木における相談件数



出典：アロー萌木

## 対策 5 薬物乱用者及びその家族への支援等

### 1 個別目標と各種事業

| 個別目標                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 薬物依存の理解と薬物乱用者及びその家族の支援のための情報収集や研修会を開催する。<br>② 保護観察所等の処遇機関で引受人会を開催し、薬物乱用に悩む家族を支援する。<br>③ 薬物乱用者等の生活再建を図るため、就労支援や社会貢献活動、再乱用防止教育等を実施し、再乱用に陥らせないようにする。               |
| 各種事業                                                                                                                                                              |
| 【取組 5-1】薬物依存に関する研修会等の開催<br>【取組 5-2】薬物依存に関する情報収集、調査等の実施及び情報提供<br>【取組 5-3】薬物事犯対象者の引受人会の充実<br>【取組 5-4】刑務所出所者等就労支援事業<br>【取組 5-5】立ち直り支援活動の推進<br>【取組 5-6】薬物依存者及び家族支援の充実 |

### 2 施策の実施状況

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【取組 5-1】 薬物依存に関する研修会等の開催<br><br>【機関名】 県保健福祉部精神保健福祉センター<br><br>【事業の概要】<br>地域支援者を対象に、依存症支援に際して活用できるスキルの習得を目的として研修を行う。<br><br>【実施結果及び評価・考察】<br>依存症関連問題として研修ⅠとⅡの2回行った。研修Ⅰではギャンブル等依存症に対する支援に焦点をあて、基礎知識や債務整理に関する講義と当事者家族の発表を実施した。ギャンブルの内容が主であったが、薬物依存への支援と共通するものも多くあった。研修Ⅱでは依存症に関連する問題を抱えた方の家族への面接技法を学び、日頃の相談業務に生かしていただく事を目的とした、対面式での研修を実施した。グループワークでは意見な意見が飛び交っており、活発な研修となった。 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【取組 5-2】 薬物依存に関する情報収集、調査等の実施及び情報提供

【機関名】 県保健福祉部精神保健福祉センター

【事業の概要】

依存症支援関係機関との意見交換、情報収集を行う。

【実施結果及び評価・考察】

薬物依存症地域支援者ネットワーク連絡協議会への参加の他、随時、依存症支援にかかわる医療、行政から意見を伺いながら、情報収集を行った。

依存症当事者グループ等へ直接見学に行き、活動内容の把握、情報収集を行った。

【取組 5-3】 薬物事犯対象者の引受人会の充実

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

薬物依存に関する治療の必要性について理解を深め、適切な関わり方を学びながら、薬物事犯対象者の家族等の負担感を軽減するほか、健全な生活を取り戻すことを目的として引受人会を開催する。

【実施結果及び評価・考察】

引受人会について集団で4回実施し、延べ30名が参加した。昨年と同じ会場である保護観察所、仙台ダルク、宮城県精神保健福祉センター、仙台市精神保健福祉総合センターを会場として実施した。引受人会の実施内容については、上記団体のほか、NA仙台グループ、東北会病院、仙台家族会等関係機関・団体の協力を得て行った。

仙台ダルク、宮城県精神保健福祉センター、仙台市精神保健福祉総合センターを会場とすることで、引受人に対する薬物依存の理解が深められた。関係機関の協力を得ながら実施することで地域の相談機関に引受人がつながる可能性が高くなると思われる。新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、机の配置をロの字にする等し、より自由な発言が出せる雰囲気を作るよう心掛けた。

【取組 5-4】 刑務所出所者等就労支援事業

【機関名】 宮城労働局

【事業の概要】

刑務所出所者等（刑事施設に収容されている懲役受刑者、禁固刑受刑者及び少年院の在院者）並びに更生保護法第48条又は売春防止法第26条第1項の規定による保護観察の対象者及び更生保護法第85条第1項の規定による更正緊急保護の対象者）の就労確保は、その改善更生を図り、再犯を防止する上で極めて重要であることから、矯正施設、保護観察所及び職業安定機関等が密接に連携し、就労支援事業を展開する。

【実施結果及び評価・考察】

矯正施設、更生保護機関及び職業安定機関等が連携を図りながら就労支援を実施した。特に矯正施設や保護観察所から依頼された「支援対象者等」に対しては、個別担当者制による就労支援を実施した。令和5年度における支援対象者数は108名、就職者数は49名となっている。

今後も矯正施設、保護観察所及び職業安定機関等が密接に連携し、支援対象者等個々

の状況に応じたきめ細やかな就労支援が重要と考える。

【取組 5-5】 立ち直り支援活動の推進

【機関名】 県保健福祉部社会福祉課、県警察本部少年課、県警察本部銃器薬物対策課

【事業の概要】

『県保健福祉部社会福祉課』

福祉的支援を必要とする矯正施設出所予定者に対して相談支援を行う「地域生活定着支援センター」を設置し、社会復帰と地域生活への定着を支援した。

『県警察本部少年課』

薬物乱用は、薬への依存性から再犯率が高く、重大事件を引き起こす温床になり得るので、薬物禍に陥る少年に対する効果的な立ち直り支援を推進する。

『県警察本部銃器薬物対策課』

関係機関と連携を図り、立ち直り支援の環境を整えるほか、再乱用防止パンフレットを閲覧・配付するなどして、被疑者の再乱用防止を支援する。

【実施結果及び評価・考察】

『県保健福祉部社会福祉課』

地域生活定着支援センターにおいて、高齢又は障害を有するために福祉的支援を必要とする刑務所等の矯正施設退所予定者等に対して、社会復帰と地域生活への支援を行うもので、事業の継続が必要と考えられる。

- ・コーディネート業務 24 人
- ・フォローアップ業務 42 人
- ・相談支援業務 8 人

『県警察本部少年課』

薬物乱用少年のうち支援対象となる少年はおらず、支援活動はなかった。

今後も、薬物乱用少年を発見・検挙した際には、立ち直り支援を念頭に置いた活動を推進する。

『県警察本部銃器薬物対策課』

保護観察所等と連携の上、立ち直り支援に従事したほか、執行猶予判決が見込まれる薬物乱用者に対し、再乱用防止パンフレットを閲覧・配付した。

立ち直り支援の重要性を認識し、関係機関と連携を図りながら活動を継続する。

【取組 5-6】 薬物依存者及び家族支援の充実

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県保健福祉部精神保健推進室、  
県保健福祉部精神保健福祉センター

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

再乱用防止事業を実施する。

『県保健福祉部精神保健推進室』

依存症治療拠点機関にコーディネーターを配置し、依存症患者及び家族等の支援等を実施する。

『県保健福祉部精神保健福祉センター』

当事者・家族の相談、依存症家族教室の開催、SMARPP を活用した当事者支援プログラムを行う。

依存症家族支援関係機関との意見交換や情報収集を行う。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

県内在住の大麻乱用者 1 名、覚醒剤乱用者 1 名と月 1 回の面談を実施した。

県内在住の大麻乱用者 1 名と月 1 回の電話連絡を実施した。

福島県内在住の覚醒剤乱用者 1 名と月 2 回程度手紙による連絡を実施した。

対象者と継続的に関わりを持ち、再乱用防止を支援した。

『県保健福祉部精神保健推進室』

依存症患者や家族に対して、アセスメントや治療の動機付け、心理教育等を実施した。また、市町村や保健所、地域の医療機関関係職員等を対象に、依存症患者や家族の回復支援に係る必要な助言・指導等を行った。

本県における依存症の相談支援体制及び医療提供体制の整備につながっているものと考えられる。

『県保健福祉部精神保健福祉センター』

令和 5 年度の薬物に関する電話相談は 73 件、面接相談は延べ 33 件であった。

依存症家族教室を年 10 回実施した。薬物依存症者の家族は参加がなかった。

当事者支援プログラムを毎月 1 回実施した。延べ 22 名が参加した。また、プログラムに参加出来なかった方に対しては、個別での対応も実施している。当センターと繋がりがあることによって安心になるとの声も聞かれた。

薬物問題を抱える、保護観察対象・受刑者に対してオンライン面接、対面面接を実施し、当センターの概要とプログラムについての説明を行い、実際にプログラムへ繋がった。

## 対策 6 保護観察所等の処遇機関における指導・再乱用防止教育の充実強化

### 1 個別目標と各種事業

| 個別目標                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 対象者への再乱用防止対策を一層充実し、再犯率を減少させる。<br>② 更生保護に欠かせない保護司を確保育成する。<br>③ 民間団体等と緊密なネットワーク体制を構築し、対象者への支援を充実させる。                                                                                                                                     |
| 各種事業                                                                                                                                                                                                                                     |
| 【取組 6-1】薬物事犯保護観察対象者等に対する処遇の充実強化<br>【取組 6-2】在所者に対する薬物乱用防止の啓発<br>【取組 6-3】薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを基にした関係機関との連携<br>【取組 6-4】更生保護施設等における薬物事犯対象者の処遇の充実<br>【取組 6-5】薬物事犯保護観察対象者に対する就労支援<br>【取組 6-6】薬物依存回復訓練委託等の制度的枠組を活用した民間団体・関係機関等との連携強化 |

### 2 施策の実施状況

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【取組 6-1】 薬物事犯保護観察対象者等に対する処遇の充実強化                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 【機関名】 仙台保護観察所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 【事業の概要】<br>薬物処遇ユニットを設置し、薬物事犯保護観察対象者等のアセスメントを行い、より適切な処遇を実施するほか、薬物再乱用防止プログラムにおける集団処遇を実施する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 【実施結果及び評価・考察】<br>薬物再乱用防止プログラムについて、仙台ダルク、アロー萌木の協力を得て、集団処遇を 35 回実施し、薬物事犯保護観察対象者 89 名が受講した。新型コロナウイルスの感染対策は継続しながら実施したが、同感染状況悪化による中止はなく、受講者数も前年より増加した。<br>個別のプログラムを実施する際、必要に応じて自助グループのスタッフに同席してもらい、地域の支援団体の支援を受ける動機付けを行うなど、薬物事犯保護観察対象者等の担当保護観察官と薬物処遇ユニットが連携し、効果的な処遇を実施した。<br>一部猶予刑の対象者については刑事施設在所中に面接を実施し、薬物再乱用防止プログラム受講の動機付けを行った。<br>薬物再乱用防止プログラムにおける集団処遇については、集団処遇を忌避する者も一定数存在する。また、適宜仙台ダルクのダルクミーティング等を受講することでプログラムの一部免除を行うなどし、地域の支援を受けることにつなげた。薬物再使用による |

取消事案が一定数あるが、再使用に至らない期間を少しでも長くするための働きかけや処遇のありかたを検討し、今後もダルク等の協力を得ながらプログラムを効果的に実施していきたい。

【取組 6-2】 在所者に対する薬物乱用防止の啓発

【機関名】 仙台少年鑑別所

【事業の概要】

薬物乱用防止に関する図書を備え付け、少年鑑別所在所者に対し、薬物乱用に係る問題性について積極的に啓発を行っている。

定期的に薬物乱用防止に関する視聴覚教材を放送し、視聴後に感想文を書かせることで、薬物乱用防止に対する理解を深めている。

【実施結果及び評価・考察】

薬物乱用防止に関する視聴覚教材を視聴後の感想文では、薬物乱用の害悪や問題性について理解を示し、考えを深めている様子がうかがえた。薬物使用の有無にかかわらず、薬物乱用により発生してしまう各種の害悪について、認識を深めるための良い機会となっているものと思料する。

【取組 6-3】 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを基にした関係機関との連携

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援について、共有すべき基本的な事項を定め、関係機関相互のより緊密な連携を図るため、協議会等を開催する。

【実施結果及び評価・考察】

「薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会」を年間 10 回開催し、薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援・連携の在り方を協議。各機関と連携したケースの情報共有や事例検討を行うとともに、当事者の体験談を聴く場面も数回設け、薬物依存症の理解に努めた。また、支援機関の連絡先を掲載したリカバリーカードの活用方法について協議し、同カードを当事者の目に触れやすい場所へ設置することや、県内の大学へ配布依頼し、支援を必要とする当事者への支援につながるよう図った。

新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したことにより、5 月からウェブ会議等中心の形式から対面開催形式を主とし、オンライン出席希望団体には ZOOM 配信を行い、ほぼ毎月の協議会を開催した。

協議会構成団体が引き続きそれぞれの機関の役割を明確にしながら、引き続き効果的な連携の在り方を検討し、事案に応じた円滑な協力体制を構築していきたい。

【取組 6-4】 更生保護施設等における薬物事犯対象者の処遇の充実

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

更生保護施設の一室を、自助グループのミーティング会場として提供し、薬物事犯対

象者が地域の支援につながるような環境を整える。

【実施結果及び評価・考察】

更生保護施設に薬物事犯対象者を3名委託保護したほか、更生保護施設で開催する自助グループのミーティングに薬物事犯対象者延べ20名が参加した。更生保護施設を会場とする自助グループのミーティングは休日に開催されており、就労との両立を図る対象者の利用が増加しており、今後も同様に行っていきたい。

【取組 6-5】 薬物事犯保護観察対象者に対する就労支援

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

公共職業安定所及び就労支援事業所と連携して就労支援を実施し、適性を踏まえた就労と就労定着を促進する。また、薬物事犯保護観察対象者の意向を踏まえ、協力雇用主のもとへの雇用につなげる。

【実施結果及び評価・考察】

必要な者に対し早期に就労が実現するよう就労支援を働きかけた。  
就労を継続している者が多いが、薬物依存からの回復を進めながら、就労継続をしているという現状を支援者側が理解をしながら、面接等によるきめ細やかな処遇が必要であると思われる。引き続きハローワークや就労支援事業所等と連携強化していく。

【取組 6-6】 薬物依存回復訓練委託等の制度的枠組を活用した民間団体・関係機関等との連携強化

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

薬物事犯保護観察対象者等に地域における必要な援助等を受けさせ、もって、その改善更生を図るため、民間支援団体における薬物依存回復訓練施設としての登録、委託を促進する。

【実施結果及び評価・考察】

薬物依存回復訓練施設として2団体の登録を更新。薬物依存回復訓練の委託を行った薬物事犯保護観察対象者延べ52名がグループミーティングに参加した。前年よりグループミーティングの参加者が増加し、より地域の支援団体の支援につながるきっかけになったと思われる。

引続き、民間支援団体への薬物依存回復訓練の委託を行うことを積極的に検討するほか、保護観察期間終了後を見据え、期間中から関係機関、団体につなげるなど薬物事犯保護観察対象者が地域支援につながるきっかけを作っていきたい。

### 3 関係資料

表 2-6-1 国内における覚醒剤事犯対象者の保護観察期間中の再犯者率等

|                     | H29<br>年 | H30<br>年 | H31・R1<br>年 | R2 年  | R3 年  | R4 年  | R5 年  |
|---------------------|----------|----------|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 保護観察終了者（人）          | 4,485    | 4,532    | 4,415       | 4,821 | 4,811 | 4,914 | 4,363 |
| うち再犯を引き起こした対象者（人）   | 190      | 205      | 312         | 387   | 415   | 380   | 280   |
| うち同種再犯を引き起こした対象者（人） | 124      | 138      | 218         | 291   | 314   | 262   | 181   |
| 再犯者率（％）             | 4.2      | 4.5      | 7.1         | 8.0   | 8.6   | 7.7   | 6.4   |
| 同種再犯者率（％）           | 2.8      | 3.0      | 4.9         | 6.0   | 6.5   | 5.3   | 4.1   |

注 1 保護統計年報による。

2 本表において「覚醒剤事犯対象者」とは、保護観察に付される理由となった主な犯罪名又は非行名が覚醒剤取締法違反である者をいう。

3 「再犯を引き起こした対象者」とは保護観察期間中、非行又は犯罪により、再処分に処せられた対象者をいう。

4 「同種再犯を引き起こした対象者」とは保護観察期間中、覚醒剤取締法違反の非行又は犯罪により、再処分に処せられた対象者をいう。

5 「再犯者率」とは、「保護観察終了人員」に対する「期間中に再犯を引き起こした対象者」の人員の比率である。

6 「同種再犯者率」とは、「保護観察終了人員」に対する「同種再犯を引き起こした対象者」の人員の比率である。

表 2-6-2 国内における覚醒剤事犯対象者（少年）の保護観察期間中の再犯者率等

|                     | H29<br>年 | H30<br>年 | H31・R1<br>年 | R2 年 | R3 年 | R4 年 | R5 年 |
|---------------------|----------|----------|-------------|------|------|------|------|
| 保護観察終了者（人）          | 89       | 90       | 74          | 95   | 64   | 73   | 40   |
| うち再犯を引き起こした対象者（人）   | 12       | 9        | 5           | 9    | 9    | 7    | 5    |
| うち同種再犯を引き起こした対象者（人） | 9        | 5        | 4           | 4    | 5    | 4    | 5    |
| 再犯者率（％）             | 13.5     | 10.0     | 6.8         | 9.5  | 14.1 | 9.6  | 12.5 |
| 同種再犯者率（％）           | 10.1     | 5.6      | 5.4         | 4.2  | 7.8  | 5.5  | 12.5 |

注 1 保護統計年報による。

2 各用語の定義は、表 2-6-1 の注 2～6 に同じ。

表 2-6-3 本県における覚醒剤事犯対象者の保護観察期間中の再犯者率等

|                     | H29<br>年 | H30<br>年 | H31・R1<br>年 | R2 年 | R3 年 | R4 年 | R5 年 |
|---------------------|----------|----------|-------------|------|------|------|------|
| 保護観察終了者（人）          | 48       | 37       | 40          | 49   | 50   | 53   | 59   |
| うち再犯を引き起こした対象者（人）   | 3        | 2        | 5           | 6    | 5    | 4    | 8    |
| うち同種再犯を引き起こした対象者（人） | 3        | 0        | 5           | 6    | 5    | 3    | 2    |
| 再犯者率（％）             | 6.3      | 5.4      | 12.5        | 12.2 | 10.0 | 7.5  | 13.6 |
| 同種再犯者率（％）           | 6.3      | 0.0      | 12.5        | 12.2 | 10.0 | 5.7  | 3.4  |

注 1 仙台保護観察所の調査による。

2 本表において「覚醒剤事犯対象者」とは、保護観察受理時に「覚醒剤事犯対象者」の類型に認定されたものをいう。

3 「保護観察終了者」には、他庁への保護観察事件移送で終了した者を含まない。

4 その他の用語の定義は、表 2-6-1 の注 3～6 に同じ。

# 第 3 章

## 基本目標 3 指導取締り・水際対策の徹底

薬物のほとんどが外国から密輸されたものであるため、水際対策を強化するとともに県内での密売・不正流通を取り締まることを目的とする。

## 対策 7 取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

### 1 個別目標と各種事業

| 個別目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 密売組織の実態把握と取締りの強化、関係機関相互の情報共有を図る。<br>② 末端乱用者に対する取締りを徹底し、需要の根絶を図る。<br>③ 関係法令を駆使し、薬物犯罪収益の徹底した剥奪を推進する。<br>④ 暴力団や外国人密売組織の関与する薬物犯罪の取締りを徹底し、壊滅を図る。<br>⑤ 違法薬物等の供給遮断に努め、宮城県内から違法薬物に起因する健康被害をなくす。                                                                                                                                       |
| 各種事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 【取組 7-1】麻薬取締協議会等における関係機関との情報共有<br>【取組 7-2】薬物密売組織の実態解明、情報収集及び取締りの徹底<br>【取組 7-3】末端乱用者の徹底検挙と環境浄化<br>【取組 7-4】暴力団犯罪検挙における余罪としての薬物犯罪検挙を念頭にした捜査の推進<br>【取組 7-5】麻薬特例法及び組織犯罪処罰法等を積極的に活用した薬物犯罪収益の剥奪<br>【取組 7-6】不正大麻・けし撲滅運動<br>【取組 7-7】違法薬物の指導取締り強化<br>【取組 7-8】特定商取引法及び消費生活条例に基づく販売業者に対する監視等の強化<br>【取組 7-9】宮城県指定薬物審査会の開催及び知事指定薬物の指定による規制の強化 |

## 2 施策の実施状況

### 【取組 7-1】 麻薬取締協議会等における関係機関との情報共有

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部

#### 【事業の概要】

管内各取締機関との情報共有

#### 【実施結果及び評価・考察】

令和5年度北海道・東北地区麻薬取締協議会を札幌市にて開催し、検察庁・警察庁、管区警察局・管内各県警察・税関・海上保安本部・出入国在留管理局・米国麻薬取締局・米空軍特別捜査局・米海軍犯罪捜査局等合計42機関と情報共有した。

関係機関と薬物情勢について情報共有を行うことができた。

### 【取組 7-2】 薬物密売組織の実態解明、情報収集及び取締りの徹底

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県警察本部銃器薬物対策課

#### 【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

密売事犯の検挙

『県警察本部銃器薬物対策課』

薬物密売組織の実態解明・壊滅に向けた情報収集及び取締りの強化を徹底する。

#### 【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

覚醒剤密売人を検挙するとともに、麻薬密輸事件を警察・税関と協力して摘発し、薬物密売・密輸組織に対する捜査・情報収集・実態解明に努めた。

警察や税関との合同捜査を実施することにより、関係機関との連携強化・情報共有を行えた。

『県警察本部銃器薬物対策課』

情報収集や突き上げ捜査を徹底し、密売組織の実態解明を図ったほか、組織壊滅に向け、各種捜査を推進した。継続して他県警察や他の捜査・調査機関と連携した取締りを推進し、密売組織の壊滅を図る。

### 【取組 7-3】 末端乱用者の徹底検挙と環境浄化

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県警察本部銃器薬物対策課

#### 【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

乱用者の検挙と突き上げ捜査の実施

『県警察本部銃器薬物対策課』

薬物末端乱用者の徹底検挙と密売組織の中枢に迫る捜査の推進

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

末端乱用者を検挙するとともに、その周辺者への捜査を実施し環境浄化に努めた。  
再乱用防止事業の充実を図りつつ、末端乱用者の検挙、環境浄化を推進する必要がある。

『県警察本部銃器薬物対策課』

関係機関と連携し、末端乱用者を徹底検挙したほか、密売組織の壊滅に向けた捜査を推進した。末端乱用者及び密売人の検挙を足掛かりとして、薬物密売組織の実態解明・壊滅、さらには環境浄化に努める。

【取組 7-4】 暴力団犯罪検挙における余罪としての薬物犯罪検挙を念頭にした捜査の推進

【機関名】 県警察本部暴力団対策課

【事業の概要】

薬物事犯は、暴力団組織の資金源となっている犯罪である。各種事件で検挙した暴力団構成員等の背後に薬物事犯が潜在するという意識を持ち、関係各所に対する広範囲かつ綿密な捜索、積極的な採尿等各種捜査に努めて検挙を図り、銃器薬物対策課と連携した突き上げ捜査を推進して、暴力団組織に繋がる違法薬物密売ルートや資金の流入経路等の実態解明及び封圧に努める。

【実施結果及び評価・考察】

銃器薬物対策課と連携を図り、各種捜査を展開した結果、令和5年の暴力団犯罪における総検挙人員の概ね3割を薬物事犯として検挙した。また、違法薬物の密売に関与した暴力団組織幹部構成員等を検挙したことで、違法薬物の県内におけるまん延防止、組織の弱体化及び資金源の封圧に一定の効果を挙げた。

暴力団構成員等の薬物事犯検挙を端緒として、関係する薬物乱用者の割り出しと検挙、違法薬物密売組織の壊滅及び薬物供給ルートの遮断など一定の効果が得られた。

【取組 7-5】 麻薬特例法及び組織犯罪処罰法等を積極的に活用した薬物犯罪収益の剥奪

【機関名】 仙台地方検察庁、東北厚生局麻薬取締部、県警察本部銃器薬物対策課

【事業の概要】

『仙台地方検察庁』

犯罪により生じた収益にかかる没収・追徴規定及びその保全制度を十分活用し、犯罪収益等の剥奪の徹底を図る。

『東北厚生局麻薬取締部』

薬物犯罪収益の剥奪による、薬物密売組織を弱体化させる。

『県警察本部銃器薬物対策課』

没収保全命令等による薬物犯罪収益等の剥奪。

【実施結果及び評価・考察】

『仙台地方検察庁』

公判において、裁判所に対して没収保全の請求を図るなど、確実に没収又は追徴の運用が

可能となるよう努め、犯罪収益剥奪の徹底を図ることができた。

引き続き、警察を初めとした関係機関と連携し、組織犯罪処罰法を適用して事件の処理前に裁判所に対して没収保全の請求を行うなど、犯罪収益剥奪の徹底を図る必要がある。

『東北厚生局麻薬取締部』

令和５年の実績はないが、今後も密輸・密売組織の弱体化のため積極的な活用を目指す。組織犯罪対策に有効な手段であることから、活用を視野に入れて捜査を進めたい。

『県警察本部銃器薬物対策課』

関係機関と連携の上、業としての不法輸入等、没収保全、追徴保全等の薬物犯罪収益等の剥奪に向けた捜査を推進した。

薬物犯罪は暴力団などの犯罪組織の大きな資金源となっていることから、資金ルートの解明を図り、犯罪収益の剥奪を念頭においた捜査を推進する。

#### 【取組 7-6】 不正大麻・けし撲滅運動

【機関名】 県保健福祉部薬務課

##### 【事業の概要】

栽培が禁止されているけしや自生あるいは乱用のために栽培されている大麻を撲滅するため、これらの不正大麻・けしの発見、除去を行うとともに、大麻やけしに関する正しい知識の普及のための広報啓発を行う。

##### 【実施結果及び評価・考察】

毎年５月１日頃から７月中旬まで、不正大麻・けし撲滅運動を実施し、啓発活動を行っている。啓発活動として、各市町村や関係機関、関係団体に 720 枚のポスター、2,300 部のパンフレットを配布した。また、県内各地で自生した不正大麻けしを抜去処分した。植えてはいけなけしが自生していた場所の土地所有者に対しては、翌年以降けしが自生した場合速やかに抜去するように指導した。

抜去実績

|           | 大麻   | けし       |
|-----------|------|----------|
| H31・R1 年度 | 8 本  | 7,217 本  |
| R2 年度     | 21 本 | 10,152 本 |
| R3 年度     | 0 本  | 5,509 本  |
| R4 年度     | 0 本  | 12,831 本 |
| R5 年度     | 0 本  | 16,828 本 |

#### 【取組 7-7】 違法薬物の指導取締り強化

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県警察本部銃器薬物対策課、保健福祉部薬務課

##### 【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

指定薬物の取締り強化

『県警察本部銃器薬物対策課』

危険ドラッグなどの違法薬物が県内に流入・蔓延しないよう関係機関と連携の上、指導取締りを強化する。

『保健福祉部薬務課』

関係機関と連携し、危険ドラッグ販売店の撲滅と県民の健康被害を防止するため、指導取締りを強化する。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

大麻類似物質を販売する管内の店舗について、

- ①青森県三沢市所在の店舗については強制捜査を2回実施（オーナーについては2回逮捕）し、本年3月に閉店を確認した。
  - ②仙台市所在の店舗に対して2回立入検査を実施し一部の商品に販売禁止命令をかけた。
  - ③福島県郡山市所在の店舗に対して1回立入検査を実施し、本年4月に閉店を確認した。
- 健康被害が発生していることもあり、残る店舗に対して継続的な監視が必要である。

『県警察本部銃器薬物対策課』

関係機関と連携の上、危険ドラッグの店舗販売業者を把握して立入りを実施した。

危険ドラッグによる健康被害を防止するため、関係機関と連携の上、取締りを継続する。

『保健福祉部薬務課』

関係機関と連携し、危険ドラッグ販売業者への立ち入り検査を実施した。

今後も健康被害発生を防止するため、関係機関と連携し、情報共有及び立入を実施する。

【取組 7-8】 特定商取引法及び消費生活条例に基づく販売業者に対する監視等の強化

【機関名】 県環境生活部消費生活・文化課

【事業の概要】

消費者から寄せられる相談等情報をもとに、販売業者が特定商取引法や消費生活条例に違反していないか監視する。また、薬物乱用対策に必要な情報を覚知した場合は、関係機関と速やかに情報共有する。

【実施結果及び評価・考察】

薬物乱用に係る相談や情報等はなかった。

消費者から寄せられる相談等情報に留意し、薬物乱用対策が必要な情報を覚知した場合は、関係機関と速やかに情報共有し、適切な対応に努める。

【取組 7-9】 宮城県指定薬物審査会の開催及び知事指定薬物の指定による規制の強化

【機関名】 保健福祉部薬務課

【事業の概要】

「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」第13条に基づき、興奮や幻覚等、人体への精神毒性を有し、かつ、県内で現に濫用され、又は濫用されるおそれがある物質として知事指定薬物を指定する際に、宮城県指定薬物審査会を開催し、審査委員に知事指定の妥当性について意見を聴く。知事指定薬物の指定により、県内に危険ドラッグが流入するのを阻止する。

【実施結果及び評価・考察】

県では平成 27 年 10 月に施行された「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、これまで累計 63 物質を知事指定薬物として指定し、他県等からの薬物流入抑止を図った。

今後も知事指定薬物として指定を積極的に行っている東京都や大阪府と連携し、迅速に知事指定薬物として指定を行い、危険ドラッグ流入の阻止を図っていく。

宮城県指定薬物審査会開催状況

| 開催年度      | 知事指定薬物数 |
|-----------|---------|
| H27 年度    | 12 物質   |
| H28 年度    | 14 物質   |
| H29 年度    | 11 物質   |
| H30 年度    | 2 物質    |
| H31・R1 年度 | 3 物質    |
| R2 年度     | 6 物質    |
| R3 年度     | 3 物質    |
| R4 年度     | 7 物質    |
| R5 年度     | 5 物質    |

### 3 関係資料

表 3-7-1 国内における覚醒剤事犯の検挙件数・人員数

|        | H29 年  | H30 年  | H31・R1<br>年 | R2 年   | R3 年   | R4 年  | R5 年  |
|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|-------|-------|
| 件数 (件) | 14,496 | 14,289 | 12,155      | 12,292 | 11,809 | 9,012 | 8,603 |
| 人数 (人) | 10,284 | 10,030 | 8,730       | 8,654  | 7,970  | 6,289 | 6,073 |

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

表 3-7-2 国内における覚醒剤以外の薬物事犯検挙人員数

|              | H29 年 | H30 年 | H31・R1<br>年 | R2 年  | R3 年  | R4 年  | R5 年  |
|--------------|-------|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 大麻事犯<br>(人)  | 3,218 | 3,762 | 4,570       | 5,260 | 5,783 | 5,546 | 6,703 |
| 麻向法事犯<br>(人) | 505   | 528   | 558         | 638   | 639   | 783   | 1,033 |
| あへん事犯<br>(人) | 12    | 2     | 2           | 15    | 16    | 3     | 6     |

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

注1 「麻向法」：麻薬及び向精神薬取締法

表 3-7-3 国内における薬物押収量

|                       | H29 年   | H30 年   | H31・R1 年 | R2 年    | R3 年   | R4 年   | R5 年    |
|-----------------------|---------|---------|----------|---------|--------|--------|---------|
| 覚醒剤 (kg)              | 1,136.6 | 1,206.7 | 2,649.7  | 824.4   | 998.7  | 475.3  | 1,601.6 |
| 乾燥大麻 (kg)             | 270.5   | 337.3   | 430.1    | 299.1   | 377.2  | 330.6  | 850     |
| 大麻濃縮物 (kg)            |         |         |          |         |        | 90.0   | 56.5    |
| 大麻樹脂 (kg)             | 21.9    | 3.1     | 14.8     | 3.6     | 2.9    | 5.6    | 1.0     |
| コカイン (kg)             | 11.6    | 157.4   | 639.9    | 821.7   | 15.1   | 42.8   | 56.2    |
| ヘロイン (kg)             | 70.3    | 0.0     | 16.7     | 14.8    | 0      | 0      | 0       |
| あへん (kg)              | 0.0     | 0.0     | 0.0      | 0.0     | 5.8    | 0      | 0       |
| MDMA 等錠剤型合成<br>麻薬 (錠) | 3,244   | 12,307  | 73,915   | 106,308 | 80,623 | 95,614 | 169,743 |

出典：警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

表 3-7-4 国内における覚醒剤事犯検挙人員に占める暴力団関係者数

|                | H29 年  | H30 年  | H31・R1 年 | R2 年  | R3 年  | R4 年  | R5 年  |
|----------------|--------|--------|----------|-------|-------|-------|-------|
| 検挙人員 (人)       | 10,284 | 10,030 | 8,730    | 8,654 | 7,790 | 6,289 | 6,073 |
| 暴力団関係者数<br>(人) | 4,796  | 4,687  | 3,777    | 3,592 | 3,058 | 2,200 | 1,970 |
| 構成比 (%)        | 46.6   | 46.7   | 43.3     | 41.5  | 38.3  | 35.0  | 32.4  |

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

表 3-7-5 本県における薬物事犯別検挙人員数

| 薬物名       | H29 年 | H30 年 | H31・R1 年 | R2 年 | R3 年 | R4 年 | R5 年 |
|-----------|-------|-------|----------|------|------|------|------|
| 覚醒剤       | 137   | 90    | 89       | 100  | 96   | 68   | 88   |
| 大麻        | 33    | 50    | 48       | 61   | 44   | 59   | 49   |
| 不正けし      | 0     | 0     | 0        | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 麻薬        | 9     | 15    | 9        | 5    | 11   | 8    | 5    |
| シンナー・トルエン | 4     | 9     | 2        | 4    | 1    | 4    | 0    |
| 向精神薬      | 12    | 0     | 0        | 0    | 0    | 1    | 0    |
| 指定薬物      | 2     | 2     | 0        | 0    | 0    | 3    | 3    |
| 合計        | 197   | 166   | 148      | 170  | 152  | 143  | 145  |

出典：東北厚生局麻薬取締部・県警察本部銃器薬物対策課・宮城海上保安部（県業務課集計）調べ

表 3-7-6 本県における薬物別事犯検挙件数

| 薬物名       | H29 年 | H30 年 | H31・R1 年 | R2 年 | R3 年 | R4 年 | R5 年 |
|-----------|-------|-------|----------|------|------|------|------|
| 覚醒剤       | 190   | 138   | 130      | 150  | 128  | 91   | 106  |
| 大麻        | 36    | 71    | 67       | 72   | 55   | 72   | 59   |
| 不正けし      | 0     | 0     | 0        | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 麻薬        | 11    | 13    | 14       | 4    | 15   | 11   | 7    |
| シンナー・トルエン | 7     | 9     | 4        | 4    | 1    | 4    | 0    |
| 向精神薬      | 5     | 0     | 0        | 0    | 0    | 1    | 1    |
| 指定薬物      | 6     | 2     | 0        | 0    | 0    | 3    | 3    |
| 合計        | 255   | 233   | 215      | 230  | 199  | 182  | 175  |

出典：東北厚生局麻薬取締部・県警察本部銃器薬物対策課・宮城海上保安部（県業務課集計）調べ

表 3-7-7 本県における薬物別押収量

| 薬物名             | H29 年                       | H30 年                     | H31・R1 年                  | R2 年                      | R3 年                  | R4 年                      | R5 年                  |
|-----------------|-----------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------|---------------------------|-----------------------|
| 覚醒剤 (g)         | 72.348                      | 100.794                   | 71.294                    | 1,051.718                 | 58.45                 | 3,458.504                 | 1,599.484             |
| 覚醒剤水溶液 (mL)     | 238                         | 0                         | 0.3                       | 0                         | 0                     | 0                         | 0                     |
| 乾燥大麻 (g)        | 865.964                     | 67.608                    | 1,831.0969                | 4,073.942                 | 556.139               | 613.194                   | 1933.154              |
| 大麻濃縮物 (g)       |                             |                           |                           |                           |                       | 986.06                    | 1.676g                |
| 大麻樹脂 (g)        | 0                           | 2.73                      | 21.653                    | 0.393                     | 2,388.314             | 0                         | 3.116                 |
| 大麻草 (本、g)       | 6 本<br>0g                   | 22 本<br>0g                | 5 本<br>278.952g           | 295 本<br>194.600g         | 15 本<br>0.33g         | 17 本<br>21.75g            | 0 本<br>0g             |
| ヘロイン (g)        | 0.98                        | 0                         | 0                         | 0                         | 0                     | 0                         | 0                     |
| コカイン (g)        | 0                           | 0                         | 0                         | 0                         | 0                     | 0.312                     | 0.072                 |
| MDMA (錠、g)      | 0 錠<br>6.99g                | 2 錠<br>0g                 | 41 錠<br>0g                | 14 錠<br>0g                | 466 錠<br>64.26g       | 1 錠<br>0.52g              | 1,005 錠<br>450.801g   |
| LSD (錠、g)       | 1 錠<br>0g                   | 1 錠<br>0g                 | 17 錠<br>0g                | 17 錠<br>0g                | 0 錠<br>0g             | 7 錠<br>0.106g             | 0 錠<br>0g             |
| ケタミン (g)        |                             |                           |                           |                           |                       |                           | 199.13                |
| 向精神薬 (cap・錠)    | 0                           | 500                       | 0                         | 0                         | 0                     | 66                        | 0                     |
| 指定薬物 (g、ml、個、錠) | 192.759g<br>0ml<br>0 個, 0 錠 | 36.51g<br>0ml<br>4 個, 4 錠 | 50.65g<br>0ml<br>0 個, 0 錠 | 26.49g<br>0ml<br>0 個, 0 錠 | 0g<br>0ml<br>0 個, 0 錠 | 40.73g<br>0ml<br>0 個, 0 錠 | 0g<br>0ml<br>0 個, 0 錠 |

出典：東北厚生局麻薬取締部、県警察本部銃器薬物対策課、宮城海上保安部、  
横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関仙台空港税関支署（県業務課集計）調べ

表 3-7-8 本県における薬物別事犯検挙人員に占める暴力団関係者数と割合

|     |            | H29<br>年 | H30<br>年 | H31・<br>R1 年 | R2 年 | R3 年 | R4 年 | R5 年 |
|-----|------------|----------|----------|--------------|------|------|------|------|
| 覚醒剤 | 検挙人員（人）    | 137      | 90       | 89           | 100  | 96   | 68   | 88   |
|     | 暴力団関係者数（人） | 67       | 49       | 61           | 57   | 57   | 42   | 50   |
|     | 構成比（％）     | 48.9     | 54.4     | 68.5         | 57   | 59.4 | 61.8 | 56.8 |
| 大麻  | 検挙人員（人）    | 33       | 50       | 48           | 61   | 44   | 59   | 49   |
|     | 暴力団関係者数（人） | 3        | 9        | 7            | 6    | 7    | 10   | 15   |
|     | 構成比（％）     | 9.1      | 18.0     | 14.6         | 9.8  | 16.0 | 16.9 | 31   |
| 麻薬  | 検挙人員（人）    | 9        | 7        | 9            | 5    | 11   | 8    | 5    |
|     | 暴力団関係者数（人） | 0        | 0        | 0            | 0    | 2    | 1    | 0    |
|     | 構成比（％）     | 0        | 0        | 0            | 0    | 18.2 | 12.5 | 0    |

出典：東北厚生局麻薬取締部、県警察本部銃器薬物対策課、宮城海上保安部（県薬務課集計）調べ

## 対策 8 正規流通麻薬等の適正な管理

### 1 個別目標と各種事業

| 個別目標                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 麻薬業務所に対する年間立入検査率を 35%以上とし、医療用麻薬、向精神薬等の適正管理を徹底させる。<br>② 国と県は一層連携し、正規流通麻薬の適正な管理について、医療機関等に対し指導・監督していく。<br>③ 麻薬、向精神薬等の適正使用推進のための研修会等を通じて、法令違反を防止する。 |
| 各種事業                                                                                                                                               |
| 【取組 8-1】 麻薬、向精神薬等の違法流出防止及び有益性活用のための監視・指導<br>【取組 8-2】 医療用麻薬等の適正使用に向けた情報提供                                                                           |

### 2 施策の実施状況

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【取組 8-1】 麻薬、向精神薬等の違法流出防止及び有益性活用のための監視・指導                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県保健福祉部薬務課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 【事業の概要】<br>『東北厚生局麻薬取締部』<br>医療用麻薬等の横流し等に対する監視<br><br>『県保健福祉部薬務課』<br>麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法等に基づき、医療機関等の立入検査を実施し、麻薬等の譲受け・譲渡し等について必要な監視を行うとともに、適切な保管、管理指導を行う。                                                                                                                                                                                                        |
| 【実施結果及び評価・考察】<br>『東北厚生局麻薬取締部』<br>不正流通防止のため、管内麻薬等製造業者、元卸売業者、医療機関等に対する立入検査を実施した。不正流通防止のため、過去に発生した事故や不正事犯の事例を麻薬、向精神薬取扱者に示しつつ、継続的に立入検査を実施し、監視指導を徹底する。<br><br>『県保健福祉部薬務課』<br>麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法等に基づき、関係業務所等の立入検査を実施し、麻薬等の不正使用等の防止に努めた。<br>令和 5 年度の麻薬業務所数は 1,888 件で、立入検査実施業務所数は 724 件であった。年間立入検査率は、38.3%であり、目標の 35%を上回った。違反を指摘された麻薬業務所は 40 件と、令和 4 年度(34 件)から増加した。 |

また、濫用のおそれのある医薬品の販売店に対しても、引き続き適正な販売の徹底を指導していく。

麻薬業務所立入検査状況

|           | 麻薬業務所数（件） | 立入検査実施業務所数（件） | 年間立入検査率（％） |
|-----------|-----------|---------------|------------|
| H31・R1 年度 | 1,744     | 652           | 37.4%      |
| R2 年度     | 1,776     | 652           | 36.7%      |
| R3 年度     | 1,837     | 541           | 27.3%      |
| R4 年度     | 1,885     | 577           | 30.6%      |
| R5 年度     | 1,888     | 724           | 38.3%      |

【取組 8-2】 医療用麻薬等の適正使用に向けた情報提供

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

医療用麻薬等の横流し等に対する監視

『県保健福祉部薬務課』

医師、獣医師、薬局、医療機関等を対象とした研修会の開催や、各団体からの講師依頼に基づき、麻薬等の適正使用について、引き続き周知する。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

不正流通防止のため、管内麻薬等製造業者、元卸売業者、医療機関等に対する立入検査を実施した。不正流通防止のため、過去に発生した事故や不正事犯の事例を麻薬、向精神薬取扱者に示しつつ、継続的に立入検査を実施し、監視指導を徹底する。

『県保健福祉部薬務課』

がん性疼痛緩和のための医療用麻薬適正使用の推進を図るため、麻薬業務所を対象とした講習会で講習を行うとともに、薬務課ホームページや「麻薬適正使用の手引き」により医療機関、薬局、卸売販売業者に対し、適正な取扱いについて周知を行った。

### 3 関係資料

表 3-8-1 国内における麻薬の盗難、所在不明件数

|      | H29 年 | H30 年 | H31・R1<br>年 | R2 年 | R3 年 | R4 年 | R5 年 |
|------|-------|-------|-------------|------|------|------|------|
| 盗 難  | 12    | 5     | 3           | 2    | 2    | 4    | 9    |
| 所在不明 | 257   | 331   | 295         | 310  | 277  | 256  | 258  |

出典：麻薬・覚醒剤行政の概況

表 3-8-2 国内における向精神薬の盗難、所在不明詐欺件数

|      | H29 年 | H30 年 | H31・R1<br>年 | R2 年 | R3 年 | R4 年 | R5 年 |
|------|-------|-------|-------------|------|------|------|------|
| 盗 難  | 20    | 22    | 22          | 35   | 17   | 18   | 18   |
| 所在不明 | 26    | 31    | 25          | 31   | 35   | 33   | 46   |
| 詐 取  | 67    | 46    | 53          | 52   | 96   | 64   | 58   |

出典：麻薬・覚醒剤行政の概況

表 3-8-3 本県における麻薬の盗難、所在不明件数

|      | H29 年 | H30 年 | H31・R1<br>年 | R2 年 | R3 年 | R4 年 | R5 年 |
|------|-------|-------|-------------|------|------|------|------|
| 盗 難  | 1     | 0     | 0           | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 所在不明 | 5     | 3     | 2           | 0    | 3    | 6    | 2    |

出典：県保健福祉部薬務課

## 対策 9 水際対策の徹底

### 1 個別目標と各種事業

| 個別目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 入管法に基づく薬物関係外国人の強制退去、偽変造旅券等対策の厳格かつ的確な実施により薬物密輸入を阻止する。<br>② 関係機関の連携強化を図る。<br>③ 海上・沿岸、空港等の監視体制の強化及び取締りを徹底する。                                                                                                                                                                                          |
| 各種事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 【取組 9-1】 出入国管理及び難民認定法に規定する退去強制事由に該当する外国人に関する関係機関からの通報に係る対応体制の充実<br>【取組 9-2】 個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施<br>【取組 9-3】 関係機関の連携強化<br>【取組 9-4】 漁協等に対する洋上取引等の情報収集、中型監視艇等を活用した取締りの徹底<br>【取組 9-5】 港湾関係者からの情報及び事前情報に基づく取締り、貨物検査の強化<br>【取組 9-6】 航空関係者からの情報収集、不正薬物密輸事件等の分析<br>【取組 9-7】 海事関係者に対する指導・啓発活動 |

### 2 施策の実施状況

|                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【取組 9-1】 出入国管理及び難民認定法に規定する退去強制事由に該当する外国人に関する関係機関からの通報に係る対応体制の充実                                                                                              |
| 【機関名】 仙台出入国在留管理局                                                                                                                                             |
| 【事業の概要】<br>覚醒剤取締法等の薬物関係法令違反により有罪判決が確定した外国人については、出入国管理及び難民認定法第24条第4号に規定する退去強制事由に該当し、判決確定後速やかに退去強制手続を行う必要があることから、これら外国人に関する関係機関からの通報に係る連絡・対応体制の充実等、更なる連携強化を図る。 |
| 【実施結果及び評価・考察】<br>これまで関係機関との間で構築してきた通報・受理体制が継続して運用されたことで、薬物関係法令違反で退去強制事由に該当した外国人の退去強制手続を行う上で支障はなかった。今後も継続して各関係機関との連携の強化に努め、厳格かつ確実な退去強制手続の遂行を継続して図っていく。        |

【取組 9-2】 個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施

【機関名】 仙台出入国在留管理局

【事業の概要】

県内空海港においては、個人識別情報（指紋及び顔写真）を活用した厳格な出入国審査を実施するとともに、旅券等の鑑識を確実に実施し、偽変造文書を行使して不法入国しようとする薬物法令違反外国人等の入国を水際で防止する。

【実施結果及び評価・考察】

新型コロナウイルス感染症の影響により県内空海港における国際線旅客便及び旅客船の運航は中止となっていたが、令和4年12月に仙台空港において同旅客便の運航が再開した以降は、個人識別情報を活用した厳格な入国審査及び偽変造文書鑑識等を確実に実施しており、薬物法令違反に係る外国人の上陸拒否事案は発生していない。関係機関と連携を図りつつ、今後も継続して厳格かつ的確な入国審査を実施する必要がある。

【取組 9-3】 関係機関の連携強化

【機関名】 仙台地方検察庁、横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関仙台空港税関支署、東北厚生局麻薬取締部、宮城海上保安部、県警察本部銃器薬物対策課

【事業の概要】

『仙台地方検察庁』

関係機関主催の協議会等に参加し、情報の交換を行う。

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

関係機関との人事交流、密輸入対策会議の開催、研修への相互派遣及び密輸入を想定した合同取締訓練を実施する。また、関係機関との現場レベルでの情報交換の一層の推進、共同で行う船舶に対する検査、張り込み、調査等の連携強化を図る。

『横浜税関仙台空港税関支署』

薬物取締に関する意見交換や連絡体制について意識合わせを行うなどして、関係取締機関との連携強化を図る。

『東北厚生局麻薬取締部』

積極的な合同捜査の実施

『宮城海上保安部』

仙台塩釜港及び石巻港の入港する外国船に対し、関係取締機関と連携して、綿密な立入検査を実施することにより、本邦への薬物等の密輸を未然に防止する。

『県警察本部銃器薬物対策課』

関係する都道府県警察や取締機関と連携し、薬物密売組織の実態解明と取締り、水際対策を強化する。

【実施結果及び評価】

『仙台地方検察庁』

各種協議会等に参加し、関係機関と積極的に情報交換を行った結果、水際対策等の情報の共有を図ることができたほか、連携して適切な捜査等を行うことができた。

引き続き関係機関と情報交換等を行い、連携を密にして適切な捜査・公判の遂行について協力を得られるよう努める必要がある。

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

関係機関との人事交流、合同訓練、研修会への講師派遣及び情報共有を図った。

新型コロナウイルスの流行により合同での訓練、検査等が難しい期間が続いていたが、従前のように継続的な人事交流、合同訓練や情報共有を実施し、連携強化を図った。

『横浜税関仙台空港税関支署』

関係取締機関と薬物取締に関する意見交換を行うとともに、連絡体制について意識合わせを行い連携強化を図った。

不正薬物の水際取締を強化するには関係取締機関との連携が重要であることから、今後も継続して連携の強化を図る。

『東北厚生局麻薬取締部』

管内県警察と連携し、宮城県警察と横浜税関と合（共）同で密輸事件を 3 件、青森県警察と函館税関と合（共）同で密輸事件を 2 件、函館税関と共同で密輸事件を 1 件、秋田県警察と合同で大麻の栽培事件を 2 件、それぞれ強制捜査を実施した。

今後とも関係機関との連携を強化して広域事件や密輸事件の捜査に当たりたい。

『宮城海上保安部』

外国船に対し、関係取締機関と合同での立入検査を通年実施し、各機関との情報共有を密にすることで、本邦への薬物等の密輸を防止し、水際対策の徹底を図った。

関係機関との連携強化を図るとともに厳密な立入検査を実施することで、一定の抑止効果があった。また、薬物事犯の摘発には、関係機関との連携強化が重要であることから、積極的に情報交換を実施し、強固な連携の維持に努める。

『県警察本部銃器薬物対策課』

各捜査・調査機関と合同・共同捜査を展開し、薬物密売事件被疑者を検挙した。

今後も各捜査・調査機関と連携を密にし、情報共有の上、水際対策を推進する。

【取組 9-4】 漁協等に対する洋上取引等の情報収集、中型監視艇等を活用した取締りの徹底

【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署

【事業の概要】

不正薬物等の洋上取引対策として、県内の各漁協等関係者に、税関の不正薬物等に関する取締り等の取組を周知し、理解を得ることで情報収集の強化を図る。

また、中型監視艇を使用した洋上巡回、取締り、各漁港等への陸上巡回・取締りを強化し、密輸入防止強化を図る。

【実施結果及び評価・考察】

県内の各漁業関係者に情報提供依頼パンフレットを配布し、税関の取締りに対する理解を深めてもらうとともに、密輸情報提供依頼を行った。

また、監視艇による漁港周辺海域に対する海上巡回及び車両による漁港巡回並びに情報収集を実施した。

情報提供依頼及び海上及び陸上巡回による取締りを実施したことにより、更なる情報の提供及び通報体制の強化が図られた。

**【取組 9-5】 港湾関係者からの情報及び事前情報に基づく取締り、貨物検査の強化**

**【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署**

**【事業の概要】**

港湾関係者に対して情報提供依頼を行い、入手した情報及び事前情報に基づく貨物検査の強化を図る。

**【実施結果及び評価・考察】**

港湾関係者からの不審情報の提供はあったが、不正薬物発見につながるものはなかった。事前情報に基づく貨物検査を継続して実施した。

不正薬物に関する情報はなかったが、事前情報に基づく検査の強化を行ったほか、港湾関係者に対し、不正薬物の国内流入阻止の必要性を訴えることができた。

**【取組 9-6】 航空関係者からの情報収集、不正薬物密輸事件等の分析**

**【機関名】 横浜税関仙台空港税関支署**

**【事業の概要】**

関係機関及び関係者から情報収集を行うとともに不正薬物密輸入事件の分析を行い、分析結果に基づいた効果的な水際取締を実施する。

**【実施結果及び評価・考察】**

窓口訪問や会議等の機会を利用し、関係機関及び関係者から情報収集に努め、過去の摘発事例や他空港の密輸入事件を参考に、注意すべき手口や傾向などの分析を行った。

効果的な水際取締を行うには、情報の収集・分析に基づいた取締が不可欠であり、今後も継続していく。

**【取組 9-7】 海事関係者に対する指導・啓発活動**

**【機関名】 宮城海上保安部**

**【事業の概要】**

フェリー乗組員等の海事関係者に対し、危険ドラッグ等の薬物が人体に及ぼす影響や、船内における乱用者への対応に関する講習会を実施するとともに、情報提供を呼びかけ、薬物事犯の対応に万全を期す。

**【実施結果及び評価・考察】**

フェリー乗組員等の海事関係者に対する講習会は実施出来なかったものの、不審事象発見時の情報提供の呼びかけをするとともに、旅客ターミナルにおける警戒を実施した。

過去、フェリー乗組員からの情報を端緒として、違法薬物船内所持の摘発に至った事例もあり、引き続き、海事関係者に対する指導、啓発活動等を実施し、薬物事犯の対応に万全を期す。

## 宮城県薬物乱用対策庁内会議設置要綱

### (設置)

第1 宮城県内における薬物乱用防止対策の基本的な大綱となる「宮城県薬物乱用対策推進計画」に係る県の取組等について検討するため、宮城県薬物乱用対策庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 庁内会議は、次の各号に掲げる事項について意見交換・協議するものとする。

- (1) 宮城県薬物乱用対策推進計画の策定に関すること。
- (2) 宮城県薬物乱用対策推進計画の策定に必要な調査・研究に関すること。
- (3) 宮城県薬物乱用対策推進計画の推進に関すること。
- (4) 宮城県薬物乱用対策推進計画の進行管理に関すること。
- (5) その他宮城県薬物乱用対策推進計画の策定・推進に必要な事項

### (組織等)

第3 庁内会議は、座長、委員をもって組織する。

- 2 座長は薬務課総括課長補佐の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、薬務課総括課長補佐の職にある者がその職務を代理する。

### (庶務)

第4 庁内会議の庶務は、保健福祉部薬務課において処理する。

### (その他)

第5 この規定に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年1月30日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月18日から施行する。

別表

庁内会議委員

|    | 部・庁   | 課・所        | 職名          |
|----|-------|------------|-------------|
| 座長 | 保健福祉部 | 薬務課        | 総括課長補佐      |
| 委員 | 総務部   | 私学・公益法人課   | 私立学校班長      |
|    | 環境生活部 | 消費生活・文化課   | 消費者行政班長     |
|    | 保健福祉部 | 共同参画社会推進課  | 青少年育成班長     |
|    |       | 社会福祉課      | 団体指導班長      |
|    |       | 精神保健推進室    | 精神保健推進班長    |
|    |       | 薬務課        | 監視麻薬班長      |
|    |       | 精神保健福祉センター | 企画・地域支援班長   |
|    | 教育庁   | 義務教育課      | 指導班長        |
|    |       | 高校教育課      | 学校経営・生徒指導班長 |
|    |       | 保健体育安全課    | 学校保健給食班長    |
|    |       | 生涯学習課      | 社会教育推進班長    |
|    |       | 生涯学習課      | 社会教育推進班長    |
|    | 県警本部  | 少年課        | 少年健全育成官     |
|    |       | 組織犯罪対策第二課  | 企画指導係長      |
|    |       |            |             |

## 宮城県薬物乱用対策有識者会議設置要綱

### (設置)

第1 県内における薬物乱用対策の推進に当たり、広く県民の意見を反映させるため、また、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年条例第69号）第12条に規定される組織として、県民、医師、学識経験者、事業者、民間団体等で構成する宮城県薬物乱用対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 有識者会議は、次に掲げる事項について協議及び助言を行うものとする。

- (1) 宮城県薬物乱用対策推進計画に関すること。
- (2) その他薬物乱用対策に関すること。

### (組織等)

第3 有識者会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、県民、医師、学識経験者、事業者、民間団体等のうちから知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第4 有識者会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、有識者会議の事務を総括し、有識者会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5 有識者会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて有識者会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第6 有識者会議の庶務は保健福祉部薬務課において処理する。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年2月9日から施行する。

宮城県薬物乱用対策有識者会議委員

| 氏 名    | 職 名                             |
|--------|---------------------------------|
| 阿部 志津枝 | 宮城県保護司会連合会事務局員                  |
| 飯室 勉   | 特定非営利活動法人仙台ダルク・グループ 仙台ダルク代表     |
| 石川 達   | 医療法人東北会 東北会病院理事長                |
| 金井 嘉宏  | 東北学院大学人間科学部教授                   |
| 加茂 雅行  | 一般社団法人宮城県薬剤師会副会長                |
| 佐竹 節子  | 特定非営利活動法人仙台ダルクグループ アロー萌木 非常勤相談員 |
| 佐藤 英   | 宮城県PTA連合会副会長                    |
| 鈴木 賢司  | 公募委員                            |
| 宮腰 英洋  | 仙台弁護士会                          |

(五十音順、敬称略)

## 宮城県薬物乱用対策推進本部設置要綱

### (設置)

第1 薬物乱用対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を図り、総合的かつ積極的な薬物乱用対策を推進するため、また、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号）第12条に規定される組織として、宮城県薬物乱用対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

### (任務)

第2 推進本部は、次に掲げる事項について検討、審議し、その推進を図ることを任務とする。

- (1) 薬物の乱用対策の総合的な施策に関すること。
- (2) 宮城県薬物乱用対策推進計画の策定、推進及び進行管理等に関すること。
- (3) その他薬物乱用対策に関すること。

### (組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事の職にある者を、副本部長は保健福祉部長及び県警察本部長の職にある者を、本部員は別表1に掲げる職にある者に委嘱し又は充てる。

### (推進本部の運営)

第4 本部長は、推進本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、その議事を主宰する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部構成員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。

### (幹事)

第5 推進本部にその任務を分掌させるため、幹事を置く。幹事は関係行政機関の職員で本部長の指名した職にある者とする。

### (事務)

第6 推進本部の事務は県保健福祉部薬務課において処理する。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この要綱は、昭和48年9月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成9年6月13日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成14年7月25日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年12月19日から施行する。

別表 1

## 宮城県薬物乱用対策推進本部員

|      | 職 名                         |
|------|-----------------------------|
| 本部長  | 宮城県知事                       |
| 副本部長 | 宮城県保健福祉部長                   |
| 〃    | 宮城県警察本部長                    |
| 本部員  | 仙台少年鑑別所長                    |
| 〃    | 仙台保護観察所長                    |
| 〃    | 仙台出入国在留管理局長                 |
| 〃    | 仙台地方検察庁刑事部長                 |
| 〃    | 横浜税関仙台塩釜税関支署長               |
| 〃    | 横浜税関仙台空港税関支署長               |
| 〃    | 東北厚生局麻薬取締部長                 |
| 〃    | 宮城労働局雇用環境・均等室長              |
| 〃    | 宮城海上保安部長                    |
| 〃    | 宮城県総務部私学・公益法人課長             |
| 〃    | 宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課長        |
| 〃    | 宮城県環境生活部共同参画社会推進課長          |
| 〃    | 宮城県環境生活部消費生活・文化課長           |
| 〃    | 宮城県保健福祉部社会福祉課長              |
| 〃    | 宮城県保健福祉部精神保健推進室長            |
| 〃    | 宮城県保健福祉部薬務課長                |
| 〃    | 宮城県精神保健福祉センター所長             |
| 〃    | 宮城県立精神医療センター院長              |
| 〃    | 宮城県教育庁義務教育課長                |
| 〃    | 宮城県教育庁高校教育課長                |
| 〃    | 宮城県教育庁保健体育安全課長              |
| 〃    | 宮城県教育庁生涯学習課長                |
| 〃    | 宮城県警察本部生活安全部長               |
| 〃    | 宮城県警察本部生活安全部少年課長            |
| 〃    | 宮城県警察本部刑事部長                 |
| 〃    | 宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局長          |
| 〃    | 宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課長 |
| 〃    | 宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第二課長 |
| 〃    | 仙台市健康福祉局保健所医務薬務課長           |

別表 2

## 宮城県薬物乱用対策推進本部幹事

|    | 職 名                                 |
|----|-------------------------------------|
| 幹事 | 宮城県保健福祉部薬務課総括課長補佐                   |
| 〃  | 宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第二課組織犯罪捜査指導官 |
| 〃  | 宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班長                   |

## 宮城県薬物の濫用の防止に関する条例

平成二十七年十月十三日

宮城県条例第六十九号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例をここに公布する。

### 宮城県薬物の濫用の防止に関する条例

#### 目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 薬物の濫用の防止に関する施策等（第六条―第十二条）

第三章 薬物の濫用の防止のための規制（第十三条―第十九条）

第四章 宮城県指定薬物審査会（第二十条―第二十六条）

第五章 不動産の譲渡等における措置（第二十七条・第二十八条）

第六章 雑則（第二十九条）

第七章 罰則（第三十条―第三十四条）

#### 附則

##### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この条例は、薬物の濫用の防止について、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用に関する規制を行うことにより、県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止し、もって県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚醒剤及び同条第五項に規定する覚醒剤原料
- 二 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一項第一号に規定する麻薬（同条第二項の規定により麻薬とみなされるものを含む。）、同条第一項第四号に規定する麻薬原料植物及び同項第六号に規定する向精神薬
- 三 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしがら
- 四 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料

五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十五項に規定する指定薬物（以下「大臣指定薬物」という。）

六 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（酒類及びたばこを除く。）

（県の責務）

第三条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策（薬物の依存症及び中毒症状からの患者の回復並びに薬物の依存症の予防（以下「薬物の依存症等の回復等」という。）に関する施策を含む。第八条第一項を除き、以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（県民及び事業者の責務）

第四条 県民及び事業者は、薬物の危険性に関する知識及び理解を深め、薬物の濫用を防止するとともに、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民及び事業者は、薬物（第二条第六号に掲げるものを除く。）、第十三条第一項に規定する知事指定薬物及び告示禁止物品（医薬品医療機器等法第七十六条の六の二第一項の規定により製造等を禁止された物品をいう。以下同じ。）の使用、所持、販売等に関する情報を知ったときは、その情報を知事に提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、薬物の危険性を把握し、薬物の濫用を防止するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

（医師及び薬剤師の責務）

第五条 医師及び薬剤師は、患者に対する医療の提供を行うに当たり、患者が薬物をみだりに使用したことを知ったときは、使用した薬物の名称その他の当該薬物の特定のために必要な情報を知事に提供するよう努めるものとする。

## 第二章 薬物の濫用の防止に関する施策等

（情報の収集等及び提供）

第六条 県は、薬物の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、薬物の危険性に関する情報の収集、整理、分析及び評価を行い、県民に必要な情報を提供するものとする。

（広報啓発及び教育等の推進）

第七条 県は、県民に対する広報、啓発その他必要な施策を講ずることにより、薬物に対する理解及び関心を深め、薬物の濫用の防止に県民全体で取り組む運動を推進するもの

とする。

- 2 県は、薬物の濫用の防止に関する教育及び学習の機会の提供を推進するものとする。  
(体制の整備)

第八条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

- 2 県は、薬物の依存症等の回復等に係る体制の整備に努めるものとする。  
(国等との連携協力等)

第九条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の推進に当たって、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体との連携及び協力を図り、必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(調査研究)

第十条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を科学的知見に基づいて実施するため、薬物の危険性に関する調査研究を行うものとする。

(監視指導)

第十一条 県は、薬物の濫用を防止するための監視及び指導を適切かつ効果的に実施するものとする。

(関係団体との連携)

第十二条 県は、関係行政機関、患者団体その他の関係団体と連携し、薬物の濫用の防止に関する施策に係る協議及び当該施策の実施に係る連絡調整を行うための機関又は協議会を組織するものとする。

### 第三章 薬物の濫用の防止のための規制

(知事指定薬物の指定)

第十三条 知事は、第二条第六号に掲げる薬物で、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、宮城県指定薬物審査会の意見を聴かなければならない。ただし、第二条第六号に掲げる薬物の濫用により、県民の生命又は身体に対して重大な危害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合であつて、緊急を要し、あらかじめ宮城県指定薬物審査会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合においては、知事は、速やかに、その指定に係る事項を宮城県指定薬物審査会に報告しなければならない。
- 4 知事は、第一項の規定による指定をするときは、その旨及び当該指定に係る知事指定薬物の名称、指定の理由その他規則で定める事項を告示しなければならない。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

(知事指定薬物の指定の失効)

第十四条 前条第一項の規定による指定は、知事指定薬物が第二条第一号から第五号までに掲げる物に該当し、又は指定されるに至ったときは、その効力を失う。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失うときは、当該知事指定薬物の名称、失効の理由その他規則で定める事項を告示するものとする。

3 第七章の規定は、第一項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても適用する。

(製造等の禁止)

第十五条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）第二条各号に掲げる用途（以下「医療等の用途」という。）に供する場合は、この限りでない。

一 知事指定薬物（知事指定薬物を含有する物を含む。以下同じ。）を製造し、又は栽培すること。

二 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。）。

三 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること（県の区域外における販売又は授与の目的で広告する場合を含む。）。

四 知事指定薬物を所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること。

五 告示禁止物品を、医薬品医療機器等法第七十六条の六の二第二項の規定により同条第一項の規定による禁止が解除されるまでの間、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること。

六 大臣指定薬物、知事指定薬物及び告示禁止物品を使用することを知って、そのための場所を提供し、又は提供の周旋をすること。

(立入調査等)

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という。）を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、広告し、若しくは使用し、告示禁止物品を使用し、又は前条第六号の場所を提供し、若しくは提供の周旋をする者その他の関係者から必要な報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、知事指定薬物等を業務

上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

- 3 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前二項の場合において、第二項の職員は規則で、前項の警察職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項及び第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

第十七条 知事は、第十五条各号の規定に違反した者に対し、警告を発することができる。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十五条各号の規定に違反したときは、行為者に前項の規定による警告を発するほか、その法人又は人に対しても、警告を発することができる。
- 3 前二項の警告は、書面を交付して行うものとする。

(製造中止等の命令)

第十八条 知事は、前条第一項及び第二項の規定による警告（第十五条第一号から第四号までに掲げる行為に係るものに限る。以下この条において「警告」という。）に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲受け又は使用の中止、回収、廃棄その他必要な措置（以下「知事指定薬物の製造中止等」という。）を命ずることができる。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一号から第四号までの規定に違反した者に対し、警告を発することなく、知事指定薬物の製造中止等を命ずることができる。

一 薬物の濫用による危害から県民の生命又は身体を守るため緊急を要する場合で、警告を発するいとまがないとき。

二 第十五条第一号から第四号までの規定に違反した者が、過去に同条第一号から第四号までのいずれかの規定に違反したことにより警告を受けたことがあるとき。

(公安委員会の要請等)

第十九条 公安委員会は、第二条第六号に掲げる薬物に関し、公共の安全の維持のため必

要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

- 2 公安委員会は、警察職員が第十五条第五号及び第六号に掲げる行為をした者を発見したときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に通知することができる。

#### 第四章 宮城県指定薬物審査会

##### (設置)

第二十条 第十三条第二項の規定により意見を求められた事項について調査審議するため、宮城県指定薬物審査会（以下「審査会」という。）を置く。

##### (組織等)

第二十一条 審査会は、委員五人以内で組織する。

- 2 委員は、薬学に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

##### (会長)

第二十二条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

##### (会議)

第二十三条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

##### (意見の聴取等)

第二十四条 審査会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

##### (秘密の保持)

第二十五条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

##### (委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 第五章 不動産の譲渡等における措置

(不動産の譲渡等をする者が講ずべき措置)

第二十七条 何人も、譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）（以下「譲渡等」という。）をしようとする不動産が、薬物の製造、栽培、販売、授与又は販売若しくは授与の目的での所持（医療等の用途に該当する場合を除く。）のための施設又はその敷地（以下「薬物製造施設等」という。）の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約を締結してはならない。

- 2 不動産の譲渡等をする者は、当該譲渡等に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約を締結しようとする相手方に対し、当該不動産を薬物製造施設等の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者が講ずべき措置)

第二十八条 何人も、他人が譲渡等をするようとする不動産が薬物製造施設等の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

- 2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をする者に対し、前条の規定の遵守についての助言その他の措置を講じなければならない。

## 第六章 雑則

(規則への委任)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第七章 罰則

第三十条 第十八条の規定による命令（第十五条第一号又は第二号に掲げる行為に係るものに限る。）に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第一号又は第二号の規定に違反した者
- 二 第十八条の規定による命令（第十五条第三号又は第四号に掲げる行為に係るものに限る。）に違反した者

第三十二条 第十五条第三号又は第四号の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、又は虚偽の報告若し

くは虚偽の物件の提出をした者

二 第十六条第二項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避

し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第十六条第三項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に

対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第三項、第十五条から第十九条まで、第五章及び第七章の規定は、平成二十七年十二月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

|               |         |         |     |
|---------------|---------|---------|-----|
| 宮城県指定薬物審査会の委員 | 出席一回につき | 一一、六〇〇円 | 六 級 |
|---------------|---------|---------|-----|

#### 附 則（令和二年条例第五一号）

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定（第十五条第三項の改正規定（「第三十条の十四」を「第三十条の十四第一項」と、「同条」とあるのは「同項」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の覚醒剤取締法施行条例第十五条第三項の規定は、令和二年四月一日から適用する。

#### 附 則（令和六年条例第六十四号）

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。